

令和3年12月14日(火) 場所 委員会室

○出席委員

委員長	住友 珠美	委員	青木 淳子
副委員長	石井 伸之	〃	石井めぐみ
委員	高柳貴美代	〃	望月 健一
〃	古濱 薫		



○出席説明員

市長	永見 理夫	健康増進課長	吉田 公一
副市長	竹内 光博	(兼) 新型コロナウイルス感染症 自宅療養支援室主幹	
政策経営部長	宮崎 宏一	健康づくり担当課長	橋本 和美
行政改革担当課長	山本 俊彰	(兼) 新型コロナウイルス ワクチン接種対策調整担当課長	
健康福祉部長	大川 潤一	子ども家庭部長	松葉 篤
地域包括ケア・健康づくり 推進担当部長	葛原千恵子	(兼) 人権・平和担当部長	
福祉総務課長	伊形研一郎	児童青少年課長	川島 慶之
(兼) 都市整備部福祉交通担当課長		施策推進担当課長	清水 周
しょうがいしゃ支援課長	関 知介	子育て支援課長	前田 佳美
高齢者支援課長	馬場 一嘉	(兼) 健康福祉部新型コロナウイルス 感染症自宅療養支援室主幹	
地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子	生活環境部長	黒澤 重徳
(兼) 新型コロナウイルス感染症 自宅療養支援室主幹		(兼) 防災安全担当部長 (兼) 健康福祉部参事	



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 第69号議案 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案
- (2) 第74号議案 国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- (3) 第77号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案
(歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費)
- (4) 第78号議案 令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案

(5) 第79号議案 令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

(6) 第80号議案 令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

2. 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
第69号議案	国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案	3.12.14 原案可決
第74号議案	国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	3.12.14 原案可決
第77号議案	令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案 （歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費）	3.12.14 原案可決
第78号議案	令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	3.12.14 原案可決
第79号議案	令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第2号）案	3.12.14 原案可決
第80号議案	令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案	3.12.14 原案可決

○【住友珠美委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから福祉保険委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 第69号議案 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案

○【住友珠美委員長】 第69号議案国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 おはようございます。それでは、第69号議案国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案につきまして、補足説明させていただきます。

本条例案は、障害者基本法の規定により、策定が義務づけられている市町村障害者計画を策定するに当たり、しょうがいしゃ当事者やその他の関係者の意見を踏まえて、計画の審議、点検及び評価を一体的に行うことを目的に、国立市しょうがいしゃ施策推進協議会を設置するものでございます。

それでは、議案に沿って御説明いたします。

初めに第1条でございます。本条は、本協議会の設置について定めたもので、趣旨につきましては、先ほどの説明と同様でございます。

第2条は、本協議会の所掌事務について定めたもので、(1)障害者基本法に規定する市町村障害者計画に、市長に意見を述べること。(2)しょうがいしゃに関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。(3)しょうがいしゃに関する施策の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査、審議すること。(4)しょうがいしゃの日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する市町村障害者福祉計画に関し、市長に意見を述べること。(5)児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画に関し、市長に意見を述べること。以上5点の事務を所掌いたします。

第3条は、本協議会の組織について、委員15人以内をもって組織することを規定するものでございます。

第4条は、委員の任期について、2年と規定するものでございます。

第5条は、本協議会の会長について、委員互選で定めることなどを規定するものでございます。

第6条は、本協議会の会議について、会長が招集することなどを規定するものでございます。

第7条は、必要があると認めるときに、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができることについて規定するものでございます。

第8条は、庶務について、健康福祉部しょうがいしゃ支援課において処理することを規定するものでございます。

第9条は、委任規定でございます。

最後に付則でございます。

付則第1は、施行期日を公布の日から施行することを規定するものでございます。

付則第2は、国立市しょうがいしゃ計画策定委員会条例の廃止について規定するものでございます。

付則第3は、国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正し、同条例第2条第51号をしょうがいしゃ施策推進協議会委員と改め、別表第2中、しょうがいしゃ計画策定委員会委員をしょうがいしゃ施策推進協議会委員に改めるものでございます。

最後に、第69号議案用資料としまして、福祉保険委員会資料No.69を提出してございます。制定の経緯等を記しておりますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。以上が国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案の補足説明でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 それでは、伺います。

当事者の方を入れて協議会をつくってくださるというのは大変いいことだと思っています。その中で、協議会のメンバーなんですけれども、しょうがいしゃ、またはその関係者で7人以内とあります。これは、どのような構成を考えていらっしゃいますでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 それでは、お答えいたします。

当事者の7人の枠でございますけれども、まず、しょうがいの種別と申しますか、しょうがいから申し上げますと、肢体不自由の方、それから、医ケア児も含む重症心身しょうがいの方、それから、聴覚しょうがいの方、視覚しょうがいの方、知的しょうがいの方、発達しょうがいの方、精神しょうがいの方、こういった方々の当事者ないし家族会からの推薦を予定しているところでございます。以上でございます。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。一般質問でも申し上げたんですけれども、内部しょうがいというのが今、大変問題というか、課題になっています。

内部しょうがいの場合は、難病に位置づけられることも多くて、難病に位置づけられてしまうと、恐らく国立市とのつながりみたいなのが薄れてしまうと思うんです。難病指定を受けていると東京都のほうに行ってしまうので。ただ、難病から出る症状というのは、ほとんどしょうがいそのものだと思っています。しょうがいしゃとは言われないかもしれないですけども、本人の中での症状は、本当に生きづらいということも含めてしょうがいそのものになっています。そういう方たちの話を聴いていただく場所というのは、今までほとんどありませんでした。というのは、先ほど申し上げましたように、難病とか内部しょうがいになると東京都のほうになってしまうので、国立市と直接関わって、何か話をするとか聴いていただくということがほとんどできないまま、手続のために行くことはあっても、そこから先がなかったんです。それから、多くの場合、いわゆるしょうがい団体みたいな、そういったものもありません。ですから、どこかでもって偶然誰かとつながることができれば話ができたりもするんですけれども、自分の体の状態ですとか症状のことですとかというのを相談する場もないままここまで来ています。

せっかくこういう協議会ができるので、できれば内部しょうがい、難病という方たちもメンバーとして、委員として入れていただくことはできないんでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 現時点で、どこまでというのは、これからも含めてになるんですけども、この条例の中では、委員以外の方についても、協議会の場に必要が認めるときには出席を求め意見を聴くことができるとしてございますので、そういった部分も利用し、また、アンケートですとかパブリックコメント、そういったところも活用しながら、多様な当事者の方の意見の集約に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○【大川健康福祉部長】 今の御質疑の内容ですけども、市内に難病をお持ちで、いろいろと施策のほうに御意見をくださる方々も何人かいらっしゃいます。そのような方々、日頃からいろいろ意見交換をさせていただいているところなんですけども、改めて、この機会を捉えて、お聴きした上で、どのように意見を反映することが、一番計画策定のプロセスでよろしいのか、改めて考えながら、しっか

り前向きに考えていきたいと思っております。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。確かに、第7条のところですか、「必要があると認めるときは」と書いてあるんですけど、そもそも必要があると認められるかどうかというのが、家になかったら誰も気がつかないと思うので、そういうところも考えて、ぜひつくっていただきたいと思います。

○【望月健一委員】 今の委員さんの質疑に引き続いてというか、重なっている部分もかなりあると思うんですけども、例えば中途しょうがいの方、がんとかで中途しょうがいになってしまった、そういった方たちが、こういった協議会などで意見を述べたりするというのはできるんでしょうか。たしか説明でもありましたが、幅広い意見を踏まえてとありますけども、そういった方たちの意見を聴く機会、または、そういった方たちはそもそも市として把握されているのか、その2点を伺います。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。

中途からしょうがいになられた方、そのしょうがいの程度、しょうがいの結果が、いわゆる肢体不自由のものなのか、それとも視覚や聴覚などに影響するものなのか、様々な部分があるかと思っております。そういう方たちのお声も、例えば、今回も私ども、当事者の会や家族会からの推薦ということ想定しておるわけですが、これは、そういった会を通じて、その会の中には先天的な方もいらっしゃるかもしれませんが、中途の方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方々が多く当事者の会として参加している中で、その中で、会を通して多くの方の意見を集約させていただくことができるのではないかと、そういったところも考えまして想定をしております。

もう一点の中途しょうがいの方のお話を伺う機会というのは、個別には今、できているところではありませんけれども、先ほど申し上げましたアンケートやパブリックコメントなどを通じて、御意見を伺う機会をできるだけつくっていきたくと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○【望月健一委員】 できる限り、本当は直接聴く機会があってもいいのかと。第7条は必要があると認めるときとか指摘されておりましたけど、できる限り、こういった場に、本当はそういったしょうがいの方も何らかの形で、出席ができなくてもオンラインとかそういった形でも、意見を求めるべきかと私は思っております。

次の質疑、もう一点なんですけども、2ページ目の第3条の上の(5)児童福祉法に関することがあります。障害児福祉計画に関し、市長に意見を述べることとありますけども、こちらに関しては、例えば、発達のしょうがいのお子さんであったり知的しょうがいのお子さんであったり、当事者である子供自身から意見を伺うような機会というのは、こういった場では設けることができるのでしょうか、お尋ねいたします。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 障害児福祉計画の中身自体は、しょうがい福祉に関するサービスの見込み量を定めるというものの数値目標的な要素が多い部分でございますので、様々な計画そのものに対する、いわゆるお子さんを含めた当事者からの意見を聴く機会というのはこれまでなかったところかと思っております。新しい協議会でもございますし、今の時点でどういったものができるかというのはまだ分かりませんが、どういったものを求めているのか、お子さんの場合ですと、親御さんのほうの御意見とか、そういったところも必要だとは思っています。ある程度、どういう形での反映ができるか分かりませんが、お子さん自身の率直なお気持ちですとか思いみたいなものは、我々も知る機会をつくっていく必要はあるかと思っておりますので、そういった方向で何かできないかを考えてみ

たいと思います。以上でございます。

○【青木淳子委員】 では、何点か伺います。よろしく願いいたします。

まずは、所掌事務の(3)です。必要な関係行政機関相互の連絡調整とあります。関係行政機関とは、具体的にどういった機関のことを言われるのでしょうか。

○【関しようがいしゃ支援課長】 お答えいたします。

この項目は、国とかのこういった法律や条例を参考にして入れている部分であります。国立市以外の行政機関ということで、例えば保健所ですとか児童相談所ですとか、そういった機関からの連絡調整というものを想定しております。以上でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。

続いて、組織の中の(7)国立市地域保健福祉施策推進協議会委員または国立市地域福祉計画策定委員会委員の中の1人以内ということの人数を想定しています。この協議会、今までのしょうがいしゃ計画の中間評価もされます。今回、新たに委員を任命するかと思いますが、今までのしょうがいしゃ計画の中間評価をするに当たっては、策定には関わってこない方が多いのではないかと想像できるんですけれども、この中で、お一人の方にした意味合いというのを教えていただけますか。

○【関しようがいしゃ支援課長】 お答えいたします。前回のしょうがいしゃ計画策定のときにも、地域福祉計画策定委員会より、オブザーバーという形ではあったんですが、委員の方の御出席を頂いていました。今回も新しくつくるに当たりまして、オブザーバーというよりは連携も含めた形の意見を集約させていただくことを想定いたしまして、1名枠をつけたところでございます。

もともと地域保健福祉施策推進協議会の中で中間評価を行いながら、その後のしょうがいしゃ計画策定という形になっているわけですが、今回、改めて計画の中間評価から策定を一体として行うという形になっておりますので、その中にある地域福祉計画のほうの中に、しょうがいに関する要素も多く入っておりますので、そういったところとの連携を保つ意味でも必要な部分かと考えているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 新たな、委員のメンバーの方々でも中間評価を十分に行うことができると考えてよろしいでしょうか。

○【関しようがいしゃ支援課長】 お答えいたします。

そこにつきましては、中間評価の委員会の進め方にもなりますが、十分に事前に今の計画の御説明をして、御意見いただけるような形を努力してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それと、2年間ということですが、開催回数は大体どのくらいを想定しているのでしょうか。

○【関しようがいしゃ支援課長】 まず、今後の予定と致しましては、令和3年度中に1回、開催をしたいと思っております。その後、令和4年度と5年度をかけて、中間評価と次期計画の策定を考えたいと思っておりますので、およそ2か月に1回、1年間で6回程度の開催を、それぞれ目指していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 そういたしますと、大体12回程度を開催する予定ということでありました。

所掌事務が、これを読みますと、国の条文も参考にしてつくられているということですが、しょうがいしゃ計画のほかにも、例えば児童福祉法に関してですとか、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議をするなど、多岐にわたるといった印象があります。当事者の方に多く出席を

していただいて御意見を頂く、また、所掌の範囲も多く、それぞれの方の御意見を頂けるのは大変いいことでもありますけれども、2か月に1回の回数で足りるのかどうか、この辺が心配するところではありますが、どのような運営方法をしていくのか、お聞かせください。

○【**関しようがいしゃ支援課長**】 お答えいたします。

先ほどお話もさせていただきましたが、事前に十分な資料の御説明と、できれば事前に、ある程度の意見集約を頂いた上で、委員会当日はそれぞれの委員から集約した御意見を発表する場というところを確保しまして、なるべくコンパクトに、それで、なおかつ委員の皆様から平等にいろいろなお声を頂きたいと、そのような形での運営をしていきたいと考えているところでございます。

また、しようがいしゃの計画ということで、当事者の方が参画いたしますので、前回もやっていたようなんですけれども、開催当日に平仮名等の簡単な要約筆記の表示ですとか、それから手話通訳者の配置ですとか、視覚しようがいの方についても、なかなか全て点字というのが理想的だとは思いますが、音声コードの活用など、それから事前の説明など、そういったところも踏まえて、事前に資料の御説明を差し上げた上で、当日の会の中で集約した意見を交わす場というところになればいいかと思っておりますので、そういったところを想定して対応してまいります。

○【**青木淳子委員**】 事務局として、しようがいしゃ支援課、様々、事前準備等が大変かと思っておりますけれども、そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。私からは以上です。

○【**古濱薫委員**】 伺います。今、委員の質疑の中で、委員の方々に事前に説明ですとか丁寧になさっていくお話がありました。また、意見集約等もなるべく行っていくと。それは、委員会の同日に行うわけでしょうか。

○【**関しようがいしゃ支援課長**】 委員会の開催日を調整した後に、私どもは通常であれば、事前に資料をお送りするというところがあります。次の会議の資料はこれですという形です。そのときに、直前にとか当日に資料を送るのではなくて、事前に資料をお送りして、委員会の開催までに、例えば当事者の会の中での意見集約ですとか、個別当日に向けての意見集約といったところは事務局のほうで、策定委員会だけでお話を聴くのではなくて、それ以外でも委員の方からお話を伺って、集約する場というものは設けていきたいと、そのように考えているところでございます。

○【**古濱薫委員**】 ということは、委員の方は、委員会の日は招集されて委員会に出席しますが、事前に、必要に応じて前もって資料を見ておいて、そして、事務局ですとか市と個別だったり、何人か、複数人なのか分かりませんが対応して、対話をしたり意見を、資料について質問をしたり、別日に時間を取ることがあるということでしょうか。

○【**関しようがいしゃ支援課長**】 お答えいたします。

そのような形で配慮をして、策定委員会の開催当日には、意見集約した形での議論ができればいいのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○【**古濱薫委員**】 分かりました。ということは、ここの資料の最後にあります、委員の報酬日額9,100円というのは、委員会に出席する日の日額だと思いますが、それ以外の事前の説明であったり、そういった別日の個別の対応、対面で行ったりするかもしれない、そういうことについては、報酬はあるわけではないと考えていいですか。

○【**関しようがいしゃ支援課長**】 この報酬につきましては、委員会開催、協議会開催当日の出席に伴うものと想定してございます。

○【**高柳貴美代委員**】 先ほど他の委員から内部しようがいのお話と、また、中途しようがいの話が

出た際に、そういう方々の話を日頃より聴いているという答弁がありました。確認なんですけれども、高次脳機能しょうがいの方々からも話を聴いているという実績というか、そういうのがあるか教えてください。

○【**関しょうがいしゃ支援課長**】 お答えいたします。

まず、高次脳機能しょうがいに関しましては、市は現在、私どもしょうがいしゃ支援課が直営で、週に1回、高次脳機能当事者の方のサロンを開催しております。そこで、集いの場というところで、いろいろな交流も含めてですけれども、その中で、日頃のお暮らしであったりとか、そういったところのお話を伺うような場合は、高次脳機能しょうがいに関しては、今、確保しているところでございます。以上でございます。

○【**高柳貴美代委員**】 ぜひ当事者の方々の御意見も生かしていただきまして、私も当事者の方、また、その御家族の方から、そのような通所介護施設が少ないということで、御苦勞をされている方の御相談とかもよく受けますので、その辺のところの皆様のお気持ちもしっかりと受け止めて、反映していただきたいということを申し上げておきます。

○【**石井伸之委員**】 端的に質疑をさせていただきます。

先ほど、望月委員や他の委員からも質疑がありました。やはり一番気になるのは、制度のはざまにこぼれ落ちた方をどのように救い上げていくかというところが一番重要かと思えます。その点については、いかがお考えでしょうか。

○【**関しょうがいしゃ支援課長**】 お答えいたします。

先ほど、なかなかしょうがいは様々、多様な難病の方も含めて、病気1つで全く違った困難、課題と申しますか、そういったものをお持ちになりながら、ただ、必要な医療的な支援も含めて、そういったものを利用しながら、地域での自立生活、就労も含めて実現されている方はたくさんいらっしゃいます。

そういったところを踏まえまして、私どもはこういった機会でないとながってこられない声というものがあるかと思えますので、先ほど申しあげましたアンケート調査ですとか、そういったコメント、それから、どういう形になるか分かりませんが、当事者のお声を委員会の場以外でも伺う機会、個別のケースワークの中でも多くの課題が出てくるかと思えます。そういったものも集約しながら、政策の中に入れ込むことができるかどうかを、こちらは検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○【**石井伸之委員**】 御答弁ありがとうございます。

そういった中で、どうしても高齢化、年を召されることによって耳が聞こえにくくなる、また、もしくは目が見えにくくなるといった中途的なしょうがい、この部分についても、光を当てていただきたいと思えます。そういった点では、パブコメ、先ほどアンケートといった話もありましたが、パブコメ等を取られていくお考えはいかがでしょうか。

○【**関しょうがいしゃ支援課長**】 お答えいたします。

パブリックコメントは、通常こういった計画を策定していく中では、策定案の段階であったりとか、そういったところでパブリックコメントを募集するということがありますので、そういったところをきちんと、パブリックコメントについては、その場を確保して意見の集約に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○【**石井伸之委員**】 ぜひ様々な意見を取り扱っていただきますようお願いを致します。

それと、様々なしょうがいをお持ちの方いらっしゃると思います。そういった中で、しょうがい種別ごとの相互理解、これを深めていくことによって、しょうがいしゃ計画が、国立市における住みやすく暮らしやすいまちにしていくということにつながると思いますので、ぜひとも一方のしょうがい当事者から見のではなくて、他のしょうがいをお持ちの方から見て、このしょうがいがどのように映っているのか、また、もしかすると、ぶつかる部分があるかと思えます。そういった部分をどのようにしてよい方向に進めていくか、この辺りの交通整理が会議の中で必要かと思えますが、いかがお考えでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、様々なしょうがいの中の相互理解、あるいは、我々、いわゆる一般社会の中の理解というの、まだまだこれから必要だと思えます。冒頭ありましたが、内部しょうがい、あるいは難病の方というのは、外から見ても非常に見えにくい、理解がなかなか行き届かないという現状は確かにございます。ヘルプマーク等の誕生によって、ある程度の理解は進んでいるかと思えますが、まだまだ、例えば、交通機関内ですとか、そういった限られた場所になっているというところがあります。あと、それから、例えば視覚しょうがいの方と車椅子の方では、道路の点字ブロックなども含めて、要望が全く違う部分もあって、そういったものが異なる点となってくるところもございませぬ。

非常に難しい部分ではあるんですけども、それをどのように集約して、相互理解につなげていけるかというところは、こういった計画の中に課せられている部分になるかと思えますので、そういったものところが十分な議論ができるような形を考えてまいりたいと思えます。以上でございます。

○【大川健康福祉部長】 事務局のほうで、計画策定プロセスで関わってくださっているしょうがいをお持ちの方々同士のお話をどの程度までできるか、やりながらこれは見てみて、できそうなところから事務局が関与して、御一緒にお話合いができるか、そういった方向を目指してやってみたいと思えます。

○【石井伸之委員】 前向きな御答弁を課長、部長から頂きまして、ありがとうございます。

それと、もう1つ、しょうがい当事者と、あと健常者、この2つが対抗軸になると、あまり計画的によくないという思いが、いつも思っておりまして、私も実際、目の見えにくくなる眼鏡とか、実際に車椅子に乗ってしょうがいの当事者の経験をしたり、そういった健常者側から見て、しょうがい当事者の気持ちであったり、理解を深める、そういった場もつくっていくべきかと思えますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 お答え申し上げます。

計画の策定に関わらず、しょうがいしゃ施策として、市民の間の相互理解ということが必要になってくるかと思えます。いわゆる当たり前暮らしすまちというところも掲げておりますので、そういったところに近づけるような努力はしてまいりたいと思えます。以上でございます。

○【住友珠美委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 第69号議案には賛成の立場で討論させていただきます。

課長は十分に、例えば内部しょうがいとか難病もしょうがいと捉えてとお答えされていたので、課長御自身は恐らく理解していただいていると思うんですけども、内部しょうがいというのは、ほか

の人に理解していただくこと、それから認知していただくことというのがとても難しいです。おっしゃるように、ヘルプマーク、ヘルプカードを下げて歩いていても、それがどういうものなのか、その場で理解していただくことは難しいので、例えば、私自身の病気だと、紫外線が当たらないようにカーテンを閉めたり何をやったりというのを、ヘルプカード、ヘルプマークだけでもって理解していただくのは難しいんです。そういうことを考えると、この協議会の中に最初から内部しょうがいの方が1人も入っていないというのは、やはりとても残念です。そういう方たちが今、少しずつ声を上げるようになって、実はこの問題というのが今、大きくなりつつあるところですよ。

国立市のようなまちですから、そういうことをいち早くつかんで、こういう協議会があったら先に入れていく。先ほど石井伸之委員がおっしゃっていましたが、はざまに落ちちゃう人たちをどこが救うかというところで、私は東京都ではないと思っています。一番身近な基礎自治体でもって救っていかないと、全く救われない存在になってしまいますので、しょうがいしゃ計画が何のためにあるのか、何のためにつくるのかということを考えてときには、ぜひともこういう方々をしっかり最初から入れる、そういうお気持ちでつくっていただきたいと思います。

その意見を申し述べて、賛成と致します。

○【青木淳子委員】 第69号議案国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案、賛成の立場で討論を致します。

国立市しょうがいしゃ計画等について、審議、評価、点検するために設置するものであります。今回の条例は、医ケア児を含む重症心身しょうがいしゃの方、また、精神しょうがいの方、発達しょうがいの方など、広く多様なしょうがいの当事者の方、関係者の方から御意見を頂き、国立市のしょうがい施策をさらに推進するために制定するものであります。

参加するしょうがいの対象を拡大するという事は、しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言の条例制定の際に行われてきた私たちのことを私たち抜きに決めないでという重要な考え方に基いていると考えます。今まで以上に広く多様な御意見を頂き、計画を策定することができると考え、本条例を高く評価いたします。

所掌事務が、計画の策定、中間評価以外にも、障害児童福祉計画に関する事など多岐にわたります。開催回数は2か月に1回、任期2年間です。限られた回数と任期の中で、中間評価、計画策定も行うこととなります。委員の方々から丁寧な意見聴取の場とするために、工夫して協議会を進めることも確認いたしました。

コロナ禍後を見据え、多様な当事者の方の御意見を反映した、社会の変化に対応する計画の策定になるようお願いし、賛成と致します。

○【古濱薫委員】 国立市しょうがいしゃ施策推進協議会条例案に賛成を致します。

今、各委員の質疑の中からも当事者が参加すること、そして当事者といえども、こういった方も含まれるのではないかと、こぼれ落ちている方はいないかなど、質疑の中でありました。本当にそのとおりだと思います。大きく変わった点としては、当事者の方々の人数が増えたことだと聞いています。本人、当事者の方たちが実際に声を上げて、生の声を市がすくい上げることは大変重要なことであり、それこそが地域に一番近い、市民に寄り添った行政の姿だと思います。しっかり進めていただきたいです。

また、会議体の中で、この方たちは非常勤職員になるのかと、違ったらすみません。ここの資料には、委員の報酬日額9,100円とありました。先ほど確認したとおり、事前に説明をしていただいたり、

意見集約などをなるべく丁寧に行っていく過程が説明ありました。そういうことは本当に重要だと思います。委員会当日に、突然示されてもなかなか意見を出すことというのは難しいところがあります。そういったことを、報酬の中には委員会の当日の報酬ではあるが、別日にかなり時間を割くことになるのかと思います。

そういったことを委員になられる方には説明をして、市の中には様々な審議会とか協議会とかありますが、全てがその1日以外だけで済む会議体も多くございます。しかしながら、こちらは丁寧にやっていくため、それ以外に時間がかかるということは、この報酬に対してどうなのかというのは課題として捉えていただくとともに、委員になる方々には事前にしっかり、その件も含めて説明をしていただいて、進めていっていただきたいと思います。賛成いたします。

○【石井伸之委員】 第69号議案には賛成の立場で討論を致します。

誰もが当たり前で暮らすまち国立市に向けて、本条例案は必要な条例であると認識しております。そういった中では、様々な委員から質疑がありました。多様なしょうがいに対応すること、そして、制度のはざまにこぼれ落ちている方々に、いかにして手を差し伸べていくか。そして、さらに様々なしょうがい、複合的なしょうがいをお持ちの方、本当に考えれば切りがない千差万別な様々なしょうがい、あらゆる方に光が当たる、そういった条例案になるよう、お願いを致します。

そして、滝乃川学園さんや、また、府中療育センター、あすなろ等、様々な関係機関との連携、こういったものもよろしくお願いを致します。

そして、何と言いましても第7条の部分、必要があると認めるときには会議に委員以外の者の出席を求めという、必要があると認めるとき、この部分の柔軟な運用、対応、ここによりまして、制度のはざまに落ちている方々に光を当てることにつながりますので、その辺り、よろしくお願いを致します。

ぜひとも、幅広い視野を持ちつつ、協議会がよりよく運用され、そしてすばらしい計画がつけられることを望みまして、本条例案に賛成と致します。以上です。

○【望月健一委員】 本議案に関しましては、賛成の立場から討論いたします。

他の委員さんもおっしゃったように、第7条の運営に関しては、できる限り積極的な運用をお願いいたします。私も石井めぐみ委員がおっしゃるように、内部しょうがいとか中途しょうがいの方も、本当は委員さんの中に入れてほしいと思っております。もし仮にそれが残念ながらできないのであれば、第7条の積極的な運用をまず求めて、できる限り、本議案の説明にあるように、幅広い意見を踏まえて、今後のしょうがいしゃの施策に生かしていただきたいということを、まず、お願いいたします。

それで、制度のはざまに落ちている方、そして、そういった方をできる限り出席、出席の仕方も、例えば出席が難しいのであれば、オンラインなどの方法も含めて御意見を聴く機会を持ってください。

以上を申し述べて、賛成の討論と致します。

○【住友珠美委員長】 ほかに大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◇

議題(2) 第74号議案 国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

○【住友珠美委員長】 続きまして、第74号議案国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第74号議案国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について補足説明申し上げます。

本条例案は、民法等の一部改正により、成年となる年齢が引き下げられることに伴い、規定の整理を行うものとなります。

内容と致しましては、結核医療給付金の給付について、非課税判定をする際の年齢区分が第8条の2第1項第1号では、20歳以上の被保険者について、当該被保険者本人の住民税で判定を行い、第2号では、20歳未満の被保険者について、当該被保険者が属する世帯の世帯主の住民税で判定する旨を規定しておりますが、この年齢区分を18歳に改めるものとなります。

最後に附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するものとし、附則第2項は、改正後の国立市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を行う結核医療給付金の支給について適用し、同日前に申請を行った結核医療給付金の支給については、なお、従前の例によるものとするものでございます。

なお、令和3年11月末現在で、国立市における対象者はございません。

以上が国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

では、ここで休憩に入らせていただきます。

午前10時42分休憩

◇

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて、議事を再開いたします。

午前11時再開

◇

議題(3) 第77号議案 令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案
(歳入のうち所管する部分、民生費、衛生費)

○【住友珠美委員長】 第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算(第6号)案のうち、福祉保険委員会が所管する歳入、民生費、衛生費の一部を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第77号議案令和3年度国立一般会計補正予算（第6号）案のうち、福祉保険委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正は、福祉保険委員会の所管するものは、追加が4件です。ベビーシッター利用支援事業負担金については、令和4年度にベビーシッター利用支援事業を実施するため、期間が令和3年度から令和5年度まで、限度額を73万2,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

東二丁目小規模多機能型居宅介護事業所整備事業補助金については、交付対象事業が令和4年度に事業完了となることから、期間を令和4年度、限度額を3,024万円とする債務負担行為を追加するものでございます。

新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料については、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種が令和4年度にわたって実施されることが見込まれるため、期間を令和4年度、限度額を2億828万2,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種会場設営委託料についても、予防接種委託料と同様の理由により、期間を令和4年度、限度額を467万6,000円とする債務負担行為を追加するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。

款15国庫支出金項1国庫負担金は、歳出の補正予算に対応し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を増額するものでございます。項2国庫補助金は、国からの交付限度額が示されたことにより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

款16都支出金項1都負担金は、歳出の補正予算に対応し、障害者自立支援給付費負担金を増額するものでございます。項2都補助金は、歳出の補正予算に対応し、子供・子育て支援交付金を増額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款21諸収入項4雑入は、令和2年度決算の確定に伴い、国立市障害者センター指定管理料返還金を追加するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。30ページから35ページにかけてが、款3民生費項1社会福祉費です。

32ページ、33ページをお開きください。東2丁目小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る補助金を交付するため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金を追加するほか、決算見込みにより、障害福祉サービス費を増額するものでございます。

34ページから41ページにかけてが、項2児童福祉費です。

36ページ、37ページをお開きください。保育業務支援システムを導入する保育所等に対し、補助を実施するため、保育所等ICT化推進事業補助金を追加するほか、職員の産休、病休代替及び加配時対応等により、保育園会計年度任用職員報酬等を増額するものでございます。

40ページから43ページにかけてが、項3生活保護費です。

42ページ、43ページをお開きください。被保護世帯の増加に伴い、生活保護関係扶助費を増額するものでございます。

44ページから49ページにかけては、款4衛生費項1保健衛生費です。

44ページ、45ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の配備を行うため、備品購入費を追加するほか、46ページ、47ページ、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を実施することに伴い、予防接種委託料を増額するものでございます。補足説明は以上でございます。

よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。質疑はございませんか。青木委員。

○【青木淳子委員】 では、何点かお尋ねしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、31ページに福祉総合相談窓口事業、11の補助金、フードパントリー設置事業補助金に関してであります。これは、どういう費用として、認められているものは何かお尋ねいたします。

○【伊形福祉総務課長】 こちらは補助金としまして、209万8,000円を計上させていただいております。

今回、フードバンク、フードパントリーを設置するための立ち上げの費用として、東京都の補助金を活用していきます。中身に関しましては、一番大きいものとして、運搬用の車両、車が大体150万程度認められているほか、業務用の冷凍冷蔵庫ですとか、あとは折り畳み式のコンテナですとか、そういったものがこの対象となっております。以上です。

○【青木淳子委員】 立ち上げに、車両も大変重要なものを運ぶために必要ですので、この東京都補助は大変大きいなと感じました。

それから、実際に稼働するのは、いつ頃を予定しているのか、お聞きになっておりますでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 一応まだ補助金自体をお渡ししていない状態なんですけれども、まだ場所とかは、目星はつけているそうなんです。けれども、まだ明確にいつからやるよとか、そういったところまではまだ決まっていないと聞いております。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。

フードパントリーは生活困窮者に対して食料を提供するだけではなくて、必要に來られた方に対して、自立相談支援窓口につなげていく、そういう取組が求められていますけれども、つなぐための仕組みはどのようなものか教えてください。

○【伊形福祉総務課長】 こちらはパントリー事業の1つの特徴として、今、委員お話しいただきましたとおり、自立支援機関へつないでいくということが大事になっております。

そのため、基本的には、フードパントリーさんに紹介する際にも必ず、例えばうちで言うと、ふくふく窓口の紹介状を出したりですとか、そういったことをしながら対象者の把握をしていくと。また、先の話にはなってしまうんですけれども、こういったパントリーさん自身、今は転々でやっているところが多々ございますので、そういったところも市と一緒に、何か連携しながら、情報共有しながら、そういった方々の支援を行っていきたいと考えております。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。紹介状がちゃんと行くので、どなたかが、身元と言いますか、分かっている方が取りに行かれるということでよろしいでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 パントリー事業としては、そういう形になります。

ただ、こういったところが独自で行って、例えばフードドライブとかを行って、それを配っていたりする場合は、そういったものが不要な場合もありますので、そういったこともあるかと思いません。

○【青木淳子委員】 そうしますと、紹介状がない方もいらっしゃるの、その方としっかりと懇談をして、お話を聴いていただいて、自立相談支援につなぐ窓口、そこの対応ができる十分なところと考えてよろしいでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 基本的には、市のほうも今、担当の者と、今回、やるところ、ジャパン・カインドネス協会さんというところなんですけれども、その担当とお話しさせていただいて、どうやってつなぐとか、そういったことも打合せをさせていただいております。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。先ほど、課長のほうから、ほかの団体とかとも連携をしていきたいということでしたが、連携、連絡協議会を設置するようなお考えがあるということでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 現在、ふくふく窓口で行っているパントリー事業ですとか、あとはJ i k k aさん、あとはジャパン・カインドネス協会さん、そういったところと、その他いろいろやられていらっしゃる場所がございますので、今は点でやっている、そういったところが課題になるのかと思っています。そういったところに対しては、市としましても、あとは社会福祉協議会とかでもフードポートの事業を行っていますので、そういった今、点でやっているところを面をつないでいくとか、そういった形で困窮の方の支援ですとか、あとは情報の共有、この間伺った形ですと、例えばお米がすごく余っているところが、ほかのパントリーさんにこういうお米が余っているから使ってくれないとか、そういう形でお渡しになっているとかという話を聞きましたので、そういった形で情報共有していきたいと考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 情報共有していくことは大変重要な、これから今後、大事だと思います。

それから、そうなりますと、子ども食堂とも連携していくことが必要になってくるのではないかとと思いますが、そこに関してはいかがでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 同じ食という意味での連携にもなります。今、子ども食堂さんのほうは社会福祉協議会のほうで、連絡協議会というのがございます。それと同じような形で、フードバンク、フードパントリーとかも、できれば連絡協議会みたいなものを立ち上げまして、当然そこに連携しながら、同じ食ですとか、あとはフードバンク、フードドライブを行っていますので、例えば、配付先の1つとして検討していくですとか、そういった情報共有をつないでいきたいと考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、37ページ、児童福祉総合システム維持管理費についてお尋ねを致します。これは児童手当法の一部改正によるものと考えますけれども、児童手当法の一部改正の概要を教えてください。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。

こちらは、児童手当法、並びに同法の施行令及び規則の改正に伴いまして、既存のシステムを改修することに係る費用について、計上させていただいております。

改修の内容としましては2点ございまして、まずは、1点目が特例給付の見直し、2点目が現況届の見直しとなっております。

特例給付の見直しにつきましては、受給者の所得が一定金額以上の場合、児童1人当たり、現在は月額5,000円の特例給付というのが支給されてございますが、このうち、新たに追加された所得制限、こちらを超過する世帯については、特例給付の支給がなくなるというものでございます。

次に、現況届の見直しなんですけれども、国の成長戦略フォローアップの中でも、子育て手続きをデジタル化して、子育て世帯の負担軽減と自治体の業務効率化の実現という流れの中で、まず、現況届の手続きを簡素化、合理化を検討していくというところ、それに応じ、必要に応じた制度整備を行うこととされたことを踏まえまして、課税台帳とか年金記録など、そういった公簿等により必要な情報を

確認することができる場合は、現況届を省略するということが可能になりましたので、令和4年度から現況届の提出が不要となったものでございます。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。2点改正があったと、特例給付の見直し、それから申請主義ではなく、現況届は不要になるんだということであります。現況届が不要になるということ、当事者の方にとって、また、行政としての担当者のメリットに関して教えていただけますか。

○【前田子育て支援課長】 まず、メリットについては、まずは、受給者である市民の方々の申請に当たっての書類作成であるとか、提出に係るお時間を取って窓口来ていただいたりとか郵送で送っていただく、そういったことの負担軽減があるということと、事務負担の軽減という観点からは、実は、令和2年度から令和3年度、今年度もなんですけど、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということから郵送方式ということにさせていただいているところなんですけど、それまでは毎年6月に、臨時的窓口を2週間ほど設けて、そちらに一定の職員をずっと張りつけていたと、そういったところもあります。そういった郵送にした場合は返信用封筒とか、そういった郵送にかかる費用というのにもかかっておりましたので、そういった経費の削減にもつながっているかと思われま。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。様々、当事者の方にとっても、市側にとっても経費削減にもなる、非常にメリットが大きいということが確認できました。

これに関して、デメリットは何かあるか、教えてください。

○【前田子育て支援課長】 令和2年度と令和3年度については、郵送方式ということにさせていただいているんですけども、窓口での提出の際に併せて、市民の方とお話しする機会というのがありますので、相談につながるといったケースはあったと考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続いて、45ページ予防費、3番の感染症等対策事業費、備品購入費について、お尋ねいたします。これは保健センターでリチウムイオンバッテリー、これを購入すると聞いています。3回目ワクチン接種の際に活用するということですが、どういったように活用するのか、活用方法、そしてそれによって利便性、また、財源について教えてください。

○【橋本健康づくり担当課長】 お答えいたします。

この予算の額の主なものは、リフィルバッテリー式発電機ということでございます。こちらのほうは、今、従来ございますガソリン式の発電機や従来型の蓄電池とは違いまして、ガソリン式のように騒音や排気ガスが出ることもございませ。そして、従来型の蓄電池のように、充電するときに電源を切らなければできないという蓄電池、こういうパターンでもございませ。リフィルバッテリーとして4つ、蓄電池を納めることが可能なんですけれども、通常どおりにコンセントにつながったまま、そして、リフィルバッテリーのところにもコンセントがあるんですが、そこにディープフリーザーのコンセントをつなぎますと、通常は壁のところのコンセントからそのまま冷蔵庫に行く回路で電源が供給されるわけなんですけれども、いざ、停電になった場合に、蓄電池を使えるように切り替えられるというもので、万が一に備えて、他市さんと同じように、うちのほうもディープフリーザー、こちらの電源として使っていきたいと思っております。

○【宮崎政策経営部長】 まず、こちらの用途に関しましては、これはコロナ対応のためと位置づけておりますので、例えば、屋外で医療救護所等を設けるような場合、こういったバッテリーが必要になってきます。それ以外でも、様々な場面では活用しやすいものでございますので、これはほかの場面でも使っていきたいと考えてございますが、基本的にはコロナ対応と考えてございますので、その

財源については、今回の歳入でもお示ししています、国の限度額が示されて補正予算を組んでいます
が、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を基本的に国に申請し、充当していく考えでございま
す。以上でございます。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。非常に有効なものを購入されたということが確認でき
ました。

それでは、続きまして、47ページの5番、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、(7)
の報償費について、伺います。143万円の積算はどのようなものでしょうか、教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 こちら、個別の医療機関さんが接種をしていただいたときに、VRSと
いうもの、国のワクチン接種記録システムでございまして、こちらに登録するというので、一手間
かかるということがございまして、このお金を出させていただいております。220円なんですけれ
ども。現状も実は出しているんですけども、ここで補正予算を組むに当たりまして、細節というこ
とで、詳しく名称を記載したということでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。1回、1人220円かかるということで、今も医療機関に支払っ
ているけども、新たに創設していくんだということでありました。

行政職員が代わりに入力してはいないということよろしいでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 集団接種会場については、こちらでやっておりますけれども、個別医療
機関さんにおいては全てやっておりますところでございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。

それから、11の役務費、手数料1,842万1,000円、これは業務人材派遣手数料ですけれども、業務内
容を教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 こちらは現状もやっておりますけれども、基本的にはコールセンターの
方々の人員の人材派遣手数料になります。以上でございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。

それから、6番新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、予防接種委託料について、お尋
ねいたします。集団接種と個別接種、両方とも含まれた委託料としてよろしかったでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 おっしゃるとおり、ここには集団接種の委託料と個別接種の委託料と両
方入っております。

○【青木淳子委員】 個別接種の医療機関は、まだ、どのくらいは調整中ということよろしいで
しょうか。その辺の確認を。

○【黒澤健康福祉部参事】 現在、意向調査をさせていただいておりますが、速報値で言うと、一、
二回目と同様ぐらいの個別医療機関が手を挙げてくれそうな状態にはございます。具体的に言うと、
30弱ぐらいでございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。今回も国立市医療機関が大変協力してくださるということが確
認できました。

それから、いろいろと6か月前倒しになるのではないかと、いろいろ取り沙汰されていますけれ
ども、それに関しての準備はされていますでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 現状、様々な報道や政府の発言等ございますけれども、今、国から示さ
れているのは、あくまでも8か月接種のワクチンの配分なんです。ワクチンが来るようでしたら、打
つことは物理的に可能なんですけれども、現状は、ワクチン配送スケジュールが8か月となっております

ますので、それほどせっぱ詰まって備えているような状況ではないということでございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。ワクチンが来ない限りは、接種はできませんので、了解いたしました。

それから、高齢者施設での前出し、ここが一番心配な、懸念するところであります。その前倒しを求めたいんですけども、その見解をお聞かせください。

○【黒澤健康福祉部参事】 現状は、自治体の裁量でできるということにはなっておらず、高齢者施設や医療機関でクラスター等の危険性があると、そういったものが発生したとか、そういったことがある場合に、厚生労働省と協議の上で認めていただけるということになっておりまして、こちらでということではないということでございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。何か事態が起きないと、それが話し合いまでいかないということが確認できました。

今までずっとやっていたので、1回目、2回目接種の実績とか反省を踏まえて、今回、改善する点、変更する点を教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 一、二回目のときに大変だったのは、高齢者の方の予約ということがございまして、今回については、8か月後の方から順次、行っていくということでございますので、一斉に用意ドンのスタートではないということがあります。したがって、接種券を小まめに送付することによりまして、また、市役所に特設の予約窓口を設けます。その2本のことがありますので、一、二回目のような、争奪戦のような混乱はないものと考えております。

また、本当は割当て方式をしたかったんですけども、モデルナのワクチンもかなりの量を打たなければならぬというございまして、ファイザー、モデルナをこちらで割り当てるわけにはいかないということでそちらは断念したと、そういった経緯がございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。今回は土日もありますけれども、そこは医療機関ではなくということを確認したいんです。よろしいでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 一、二回目は土日を医師会さんをお願いしておりまして、事務のほうは市の職員で対応いたしました。今回は、土日医療法人さんに委託をするという予定でございます。

○【青木淳子委員】 私からは以上です。ありがとうございました。

○【古濱薫委員】 31ページ、福祉総合相談窓口事業を伺います。

先ほど、委員の質疑がありましたフードパントリー事業の立ち上げということ、その点について、立ち上げはいいんですけども、今後の運営は、こちらはどのようにしていくのでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 こちら、補助金の内容としましては立ち上げの費用のみとなりますので、その後のランニングの部分につきましては、今回ですと、ジャパン・カインドネス協会さん自身が運営していく費用を出していくという形になってまいります。以上です。

○【古濱薫委員】 市からの何か補助ですとかは。

○【伊形福祉総務課長】 現状としましては、特にそのお金で何か補助金を出すとかはないです。

ただ、市として行えることが、先ほどお話ししましたように、連絡協議会みたいな形をつくるということでの支援、そういった形をさせていただきたいと思っております。

○【古濱薫委員】 フードパントリーとか、そういった形に類する事業者、市内団体の把握、今回、お聞きしましたら、まとめてくれました。御多用の中、どうもありがとうございます。これだけの団体や事業者さんがいらっしゃるんだと分かりました。形態も様々で、フードドライブと言ったり、フ

ードポートと言ったり、微妙にやり方も違っていて、また、ニーズもそれぞれある。私も運営される方から個別に伺ったこともありますけども、先ほどもこれからできることは、補助以外にも協議体をつくるですとかありました。情報提供、情報共有、本当にそのとおり、そういったことは必要だと思います。そういったことをやっていく見通しというか、時間ですとか、具体的にいつ頃とかあったら教えてください。

○【伊形福祉総務課長】 今あるところでまとめていくことはもちろん可能かもしれないんですけども、ここで今、ジャパン・カインドネス協会さんもお話ししたら、そういった連絡協議会が欲しいということでしたので、そこをきちんと立ち上げしてから、準備をしていきたいという形になります。実際は、それぞれの団体さん、少なくとも把握できるところには、お話を少しずつするですとか、もともと、ふくふく窓口自体もそういったところにはアウトリーチしていきながら、情報共有とかお困りの方をつないでいくとか、そういった支援はしていかなければならないと思っておりますので、そういったところも併せて検討していく。なので、明確にいつまでにこれを全部やりますということでは、今はまだ検討中でございます。以上です。

○【古濱薫委員】 各事業者さんによって、必要なやってほしいこと、市にはこれを期待しているとか、それぞれあると思しますので、寄り添って聴いていていただきたいと思えます。

次の質疑に移ります。33ページ、地域医療介護総合確保事業費、小規模多機能型の居住介護事業所の開設に当たる費用だと思います。建築費用の助成で、都の補助金が使えることになったということです。東2丁目の土地を寄贈していただいて、それを無償貸与するという計画だと聞いています。

ここで、一角に市民が集える交流スペースがつけられると聞いています。これについて、伺います。こちらの対象者は高齢者施設なので、地域の高齢の方ですとかはそうなんでしょうけども、ほかにも、例えば小さい子供を連れた親子連れですとか、本当にふらりと立ち寄ってよいのかとか、どのように対象者を考えていますか。

○【馬場高齢者支援課長】 お答えします。

東2丁目に予定されております小規模多機能型事業所の中で展開される地域交流スペースの運用ということなんですが、現状、国立市としましては、ちょうど富士見台2丁目のひらや照らすさんと似たような形で運営ができればと考えておりますので、これは建物を建設されるあおやぎ会さんとも協議をしながら、どういった形で運営していくかを最後に詰めていきますが、基本として、どなたでも立ち寄れるような事業の運営ができればと考えてございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 誰でも立ち寄れる、本当に国立市らしい場所になっていくのかと、まだ構想の段階なので――構想というか、まだまだ未決定の部分だと思えますが、細かく聞きます。

今回、建物の建設だということで、少し図面も見せてもらいました。交流スペースとしっかり書いてあります。24平米あまりあるようです。ここは誰でも立ち寄れる、どなたでもよいということで、図面の見方もなかなか難しいんですが、細かく聞きます。自転車置場等がつくのでしょうか。ここは東2丁目ですから、住宅街ですよ。大きな車やバスで来るといふよりは、地域の方が徒歩だったり、自転車だったり、子供乗せ自転車だったり、ふらっと立ち寄る形なのかと想像します。自転車置場がつくのかどうか、また、環境面の配慮、発電していくとかソーラーパネルを考えているとか、ますをつけるとか、何かそういった考えがありましたら、聞かせてください。

○【馬場高齢者支援課長】 もちろん介護保険事業所として運営していくのがメインではあるんですけども、そういった地域の方が交流できるようにということであれば、当然人の出入り等も考えら

れます。また、そういった地域の方が出入りする際の音であるとか、いろいろあるかと思いますが、基本的には、そういったことが近隣住民の方の御迷惑にならないように配慮していただくというのは、メインの小規模多機能を運営されるあおやぎ会さんにもお願いしているところでございますし、また、現地の前面の道路は、ちょうど府中市から抜けてくる抜け道になっており、自動車の交通量が比較的多いということもございますので、そういったところにも配慮した上で、人の出入りについての運営の仕方というのを考えていただきたいと、市としては考えてございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 具体的になんですが、駐輪場はつくのでしょうかということと、あと、環境面に配慮した何か工夫であったり、ソーラーパネルだとか考える計画があったら教えてくださいと申しました。

○【馬場高齢者支援課長】 駐輪場については、私も今、手元に図面は持ってきてはいないんですけども、基本奥側に造っていたと記憶してございます。道路から離れたほうにと記憶してはございます。ただ、これはまだ確定の段階の図面ではなくて、補助金申請のために、数か月前にあおやぎ会さんから頂いているところですので、最新のものは、また確認していきたくて考えてございます。

また、環境配慮の点で申しますと、隣接の住戸の方から目線が気になる等の話は従前から頂いておりまして、そのための目隠しであるとか窓の配置であるとかは配慮していただくといったことは、事前に情報としてあおやぎ会さんから頂いてございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 では、まだまだ設計も未確定の部分が多い段階だと受け取り、駐輪場の位置ですとか立ち寄りやすさですとか、また、環境面の配慮ももう少し考えていく段階なのかと理解をいたしました。

もう1つ、交流スペースなんですけども、運営形態、地域の方の力を生かして、活用してやっていると聞いております。現在、どのように進んでいるのか、今の時点での話でいいので教えてください。

○【馬場高齢者支援課長】 今現在、地域交流スペースの運営につきましては、先ほど私はひらや照らすと申し上げましたが、ひらや照らすさんの運営と同じ事業スキームで、事業の枠組みで、介護保険特別会計による、住民主体の通いの場というものができればと考えてございます。

ですので、自然と高齢者中心でということはお出してくると思うんですが、先ほど申し上げましたとおり、年齢や訪れる方の属性について縛りをつけるというよりは、多世代が交流できることでもって高齢の方も元気になれるような運営ができればと考えてございまして、その旨は、あおやぎ会さんとも相談しております。

現状の段階としましては、あおやぎ会さんで、まだ建設の入札が終わっていない状況ではございますけれども、地域の方に対して、どのように運営について投げかけていくか、私どもと協議していく中ではあおやぎ会さんが主体で公募していこうという話が出ております。市としても、建物を管理されるのがあおやぎ会さんなので、あおやぎ会さん主体の公募のほうがよろしいのではないかと考えてございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 では、あおやぎ会さんが主体で、市と協力して地域の方に運営してもらっていく、その場は世代を問わず交流ができる場所、また、それによって高齢の方が力を得たり、生きる力を生かされていくような場所にしていきたいということは分かりました。

では、公募もまだこれからということですが、具体的な手を挙げているというか、やりたいと言っている方たちとか地域の団体であるとかは、いらっしゃるんでしょうか。

○【馬場高齢者支援課長】 具体的に、この団体というのは、特段、今、市に表明している団体とい

うものをございせんけれども、東地域のお住まいの方等で興味がある方からどのようにするんですかとか、どういったものなんですかとといった問合せは受けております。また、そういったところに公募をかけるのであれば、教えてほしいといったことをおっしゃっている方も実際にいらっしゃいました。以上でございます。

○【古濱薫委員】 ひらや照らすのような運営をとということで大変期待をしております。まだ、その部分も含めた設計、建設費用だということなので、質疑をしました。

次の質疑に移ります。37ページ、児童福祉総合システム維持管理費、青木委員の質疑の中にもありましたが、現況届不要になり、また、主たる生計者がおよそ1,200万以上の世帯は特例給付が打切りになると聞いています。そもそも児童手当が全ての世帯に支給されないのは待機児童対策だと、支給されない、その中でも生計者の年収およそ960万以上の世帯に対しては特例給付が月5,000支給されている。今回、その中でも、年収およそ1,200万以上の世帯の支給を打ち切ることが含まれていると聞いています。特例給付の中でも、さらに上の層を今回、さらに打ち切る理由は何でしょうか。

○【前田子育て支援課長】 こちらについては、2012年に子ども手当が廃止となって、今現在の児童手当になったときに、年少扶養控除が廃止になり、所得制限によって児童手当が支給されない世帯に対して、特例の給付という形で児童手当そのものとは違う位置づけで、児童手当法の附則にも、それに関しては当分の間と、そういった形で規定されております。なので、時限的なものという認識をしております。

こちらについては、国のほうも保育の受皿の整備とか地域の子育て支援などのそういった待機児童解消の取組として、新子育て安心プランというのを策定しておりますが、その財源を確保するための施策の1つとして、高所得の主たる生計者を特例給付の対象外とするとされておりますので、時限的なものと認識しております。

○【古濱薫委員】 もともと当分の間だった、時限措置という予定だった、その時間が来たという内容と、また、さらなる待機児童対策、子育て支援のために充てるという理由だということですが、国立市の待機児童の現状、それに寄与するのかどうか気になるところです。状況が分かれば、数字も教えてください。

○【前田子育て支援課長】 国立市の待機児童の減少が、状況としては解消されつつあるというところでは認識しておりますが、こちらは国の制度に基づくものでありますので、全国レベルとして勘察した場合は、まだまだ解消されてない地域もあるかと思っておりますので、そういったところにも財源を充てていくという形で認識しております。以上です。

○【古濱薫委員】 今回、給付がなくなる世帯数を聞きました。646世帯、児童の数にして1,051人、1人5,000円ですから、1月525万5,000円が支給されなくなると聞きました。ただ、主たる生計者の収入の算定については、例えば、夫婦の形態が事実婚であったり、算定に影響が出る方というのは当然予想して、存在していてもおかしくないわけですが、国立市においてはいらっしゃいますでしょうか。何世帯か、そうやって支給がされない、また、夫婦の形態によって不利益になる方はいらっしゃるのでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 配偶者控除というものは、配偶者の年間の合計所得金額が48万以下の場合に適用となるものなんですけれども、現在のところ、事実婚であるために配偶者控除が受けられず、今回の特例給付が不支給になると、そういったものに該当する世帯というのは確認できませんでした。

○【古濱薫委員】 確認するためには1件1件見たり、名字が一緒なのかどうかとか、そういう手作

業が必要になってくるので、大変な負担があるのかと思いますが、確認できませんでしたということは、いませんでしたということではないということでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 同性婚とか、そういった場合については、確認し切れない部分がございますので、分かる範囲で確認したところというものでございます。以上です。

○【望月健一委員】 37ページの児童福祉総合システム維持管理費に関して、他の委員さんに引き続いての質疑をさせていただきます。他の委員さんの質疑の答弁の中で、現況届は省略できること、法改正でできるようになったということは分かりました。国側の目的として、デジタル手続を、デジタル化を進めたいことと業務効率化などを図ると、そういったことの中で、まず、お尋ねしたいのが、今、児童手当の手続で、先ほど、今までは窓口の職員さんが2週間張りついて業務をされていたということが分かりました。現在は、基本はこの手続は郵送なんですか、そこを教えてください。

○【前田子育て支援課長】 昨年度から新型コロナウイルス感染症の拡大というところがございまして、直接、窓口での対面というところを避けるために、令和2年度と今年度、令和3年度につきましては、返信用封筒を入れた形で、郵送方式という形で現況届の提出をお願いしているところでございます。以上です。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。郵送も、確かに国立市は狭いまちと言っても、市役所までわざわざ来ていただくというのも、なかなか大変なところもあると思いますので、郵送もよいと思います。

一方で、ここからは本当に分からないのでお尋ねしたいんですけど、郵送だと、もう一回、パソコンとかで打ち直したり、業務がまたここで発生すると思うんです。手続自体がオンラインとかではまだできないんですか。

○【前田子育て支援課長】 現行では、オンラインではまだ対応してできてはおりません。書類に不備があった場合は、1件1件お問合せをさせていただくという形になってございます。

○【望月健一委員】 なるほど。これは郵送でも同様の不備があった場合があると思うんですけども、私も書類の中身を全く知らないの、本当に素人質疑で恐縮なんですけど、これは、将来的にはそういったオンラインとかも考えていく中で、そういう書類に不備があった場合に関しては、市役所が御連絡するみたいなことというのは、これは考えられないんですか。システム変更とか、そういうのも必要なんでしょうか。分からないので、素人質疑で恐縮です。

○【前田子育て支援課長】 今回の制度改正に伴いましてシステム改修をするところなんですけれども、必要な年金情報であったりとか税情報というのが情報連携をすることによって、取得ができるというので、極力御本人の負担がない形には申請が可能と考えてございます。

○【望月健一委員】 今、現行は郵送でできますと。それを、私は本当に手続の内容を全く知らないで質疑して恐縮なんですけど、例えばオンラインで住所を書いていただくとか、添付書面を省略できるというのは法改正で分かりました。そういったことを含めて、例えば申請書の文面の形式を、分からないんですけど、オンラインでというのはなかなか現状では難しいんですか。

○【山本行政改革担当課長】 今の児童手当の現況届のオンラインというところなんですけども、マイナンバーカードを使ったぴたりサービスというものがございます。この仕組みの中で現況届というのが用意されているんですけども、国立市ではまだ導入してないといったところになります。

○【望月健一委員】 分かりました。マイナンバーの可否は別と致しまして、これは意見として申し上げますけど、そういったものもできるような仕組みを整えていただければと思います。

次の質疑なんですけれども、もし通告していなかったらお伝えください。45ページの自宅療養支援事業費に関して質疑させていただきます。まず、この予算がゼロ円の理由を教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 こちらは歳入の充当ということで、自宅療養支援事業費のほうに掲載してありますけれども、今回の定例会での歳出の予算のほうはゼロ円ということになってございます。

○【望月健一委員】 では、将来的には、これは何らかの充当されるということなんですか。それは別の機会に。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 特に変更がございませんで、このとおり載っている状況にございます。

○【望月健一委員】 ごめんなさい。今後、第6波が起こる可能性があると思うんです。そのときに自宅療養支援室というのは活動されると思うんですけれども、その場合の予算というのは、3月議会あたりで計上されるとか、そういった形なんでしょうか。

○【吉田健康増進課長】 すみません。第6波に備えてというところになりますけど、今、執行中ですので、今後の状況によって、委託料であったり、消耗品であったりといったところは状況に応じて補正を組む必要があるかと思われま。

また、財源充当につきましては、都の補助金等もございまして、財政とその辺、包括補助と調整をした上で充当していくという形になってまいります。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。当然、都の補助金等を活用して、こういった事業がなされていくんだと思うんですけれども、そのためにも当然夏、皆さんは大変御活動されて、感謝申し上げるところです。その検証が必要だと思うんです。予算を、例えば都に対して補助金を申請するにしても何にしても、過去というか、8月とか7月ぐらいから活動されて、その検証が必要だと思うんです。

まず、お尋ねしたかったのは、これまでの活動の中で、どういった困難さがあったのか、そして、今後は、どのような困難さがあり、それをどう生かしていくのか、その辺りがもし何か気づいた点があったら教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 第5波、夏の困難さと言えば、やはり東京都の病床確保、あと保健所の入院調整が困難という中で、市内の多くの機関が関わって、自宅療養者の体調の悪さや不安の強い数日をどうにか支援したという状況がございました。この状況につきましては、国立市医師会、訪問看護ステーション、国立市薬剤師会の方、合計11名に出席を頂きましたチーム会議で振り返りをしております。もし同様のことが起きたとしても、あのときの体制で乗り越えていけるであろうということを会議で確認をしているところです。

また、併せて、酸素ボンベですとかパルスオキシメーターも追加購入をさせていただいておりますので、第5波では活用せずに済みましたが、こちらにも必要に応じて活用していこうということをお話し合っております。

東京都のほうも体制を少し変えてきておまして、中和抗体薬治療コールセンターあるいは宿泊療養申込窓口というものを設置されておりますので、こちらは第5波とは違うところになります。この辺りの東京都の事業のほうも活用していこうということで、会議で確認をさせていただいたところでございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。まさに答弁の中にあつた、東京都の事業とかも活用し

ていただきたいというのは、第6波ではあるんですけども、例えば、自宅療養は、夏の段階では、されている方にとっては困難を極めたと思うんです。現状の都内の体制を伺いたいんですけども、例えば夏のような事態が起きた場合に、自宅療養ではなく入院できたり、またはそれに代わる宿泊療養ができたり、そういう体制というのは、都内全域で見ればできる体制にはなりつつあるんでしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 保健所の方ともやり取りをしておりますけれども、入院調整が困難だったというところが、保健所も第5波は大変つらかったところということで、病床の確保は現場の保健所から、東京都のほうにもお話をしており、あと、国の体制としても、病床確保というところが求められているところですので、一応第6波に関しては、入院宿泊というところが第5波よりもかなうものと考えております。

○【望月健一委員】 答弁ありがとうございます。

あと、もう1つ、心配な点としましては、自宅療養支援に当たる職員さんの御負担です。たしか総務文教委員会で、かなり過重な労働勤務時間があったような答弁があったと放送では聞きましたけども、そういったことは当然、今後、東京都とかに補助金を申請するようになって、人件費に当たっての検証の材料となると思いますけども、そういった過重な面はなかったでしょうか、お尋ねいたします。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 現状、8月半ばに自宅療養支援室が立ち上がってから、11月末までの状況というところでお伝えさせていただきます。

土日を含む9時から17時までを対応時間としてさせていただきまして、10月からは週末の対応について、連絡があったときに折り返すとしましたけれども、9月末までは執務スペースに職員または応援職員が必ず詰めると、そういう体制を組んでおりました。このような体制におきまして、一般職が振替を取ることができていない時間外勤務数は101時間50分、1人当たりにして11時間余り、日数にして1日余りとなっておりますが、この時間に対しては時間外手当が支給されております。一方、管理職が、休日勤務をして振替を取ることができていないというものについては合計で13.5日、1人当たりで3日程度となっております。

○【望月健一委員】 そうですよ。私もたまたま日曜日に市役所に来た際に、たしか土日だと思いますけど、加藤課長がいらっしゃって、本当に頭が下がる思いでありました。

ここの辺りは、今後、何らか、私も具体策が分からないので恐縮なんですけど、考えていただきたいと思う部分であります。

次の質疑に移らせていただきます。47ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費と、6番目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費に関してお尋ねいたします。まず、大きなところで伺いたいんですけども、特に高齢者の方は、予約方法で御不安に思っている方がいらっしゃると思うんです。先ほど、他の委員さんの質疑の中で、市役所に予約の支援か何かの窓口を設ける、そういったような趣旨の答弁がありましたけど、まず、それはそれでよろしいですか。

○【黒澤健康福祉部参事】 2月、3月の接種が高齢者の方がメインになりますので、その2か月間限定になりますけれども、市役所に特設窓口を設置いたしまして、来庁された市民の方に対しまして、そこで御予約をお取りいたします。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。それは大変ありがたいことではありますが、社協さんが市内各所で予約の支援を行っておいりましたけど、これは大変私もありがたいという感謝の声、複数の方から本当に頂きました。こういったものは行わないんですか。

○【黒澤健康福祉部参事】 一、二回目のときは、予約が集中する日にちがあらかじめ決まっておりますので、あのときも3日とか限定でやっていただいたんですけども、今回は徐々に、徐々に予約を取れる方が、対象者がいらっしゃるという形ですので、どのような形でやるかはまだ未定ですけども、社協のほうとは事務局長とお話をしておりまして、あちらからは協力を惜しまないといったお声を頂いていますので、何らかやってもらいたいと考えております。

○【望月健一委員】 それはぜひよろしく申し上げます。

基本的なところをお尋ねしたいんですけども、前回のワクチン接種に関しては年齢順に行っていました。今回は、前回の接種の日ごとにやるんですか。年齢ごとではなくて、前回の接種した順序で細かく接種券を送る、そのような体制なんですか。詳しく教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 今、委員がおっしゃったとおりで、8か月経過した方から順に接種券を、その1か月ぐらい前にお配りしていきますので、大体1週間単位ごとに、徐々に徐々にお配りしていきます。ですから、これは打った順番、早かった方から接種券が早く届くと、そういった状況になります。したがって、おおむね最初は高齢者の方がほとんどだということになります。以上です。

○【望月健一委員】 分かりました。

ここからはワクチン接種の体制に関してお尋ねしたいんですけども、前はかなり市の職員さんが入っていただいて、多分管理職の方も毎日のように入っていたと思います。今回に関しては、どれぐらい前回に比べて、かなり民間委託したということでもありますけども、市の職員さんはどの程度、前回に比べると入っているのか、その程度というか、もし分かっていたら教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 こちらは、主には土日がまず全部委託に変わりますので、その負担がなくなるということと、平日につきましても委託の正式な契約はこれからですけども、事務の方を3名ほど増員していただく予定になっておりますので、ただ、1名ぐらいは当然何らかのために会場にいなければいけませんけれども、基本的には1名程度いけば十分であると考えておりますので、かなり負担のほうは減ると考えております。以上でございます。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。

1回目、2回目の接種を経て、ワクチン接種の業務に関して、ある程度のマニュアルというんですか。そういったものは出来つつあるんですか。

○【黒澤健康福祉部参事】 マニュアルというのは作ってはおりませんが、慣れというものもございますので、一、二回目に比べますと、かなり精神的にも大分余裕はあるところでございます。

○【望月健一委員】 これも、たしか総務文教委員会の質疑の中で、ワクチン接種担当の方が、職員さんが40連勤でしたか、そんな業務が、たしか答弁中であつたかと記憶しているんですけども、今後は、では、そういったものはないというか、ある程度、業務を分担しながらできる体制にはなってきたということなんですか。

○【黒澤健康福祉部参事】 大変お恥ずかしい話なんですけど、あの話は私のことでございまして、5月から6月にかけてということになります。あのときは、最初でということもありまして、まず、私のほうが管理職として、部下を休ませるために基本的に連勤していたということでございます。しかしながら、その後は私どもも休みを取らせていただいておりますし、部下のほうも順次、休みを取れるようになっておりますので、3回目につきましては、あのような時間外ですとか連勤はないものと考えております。

○【望月健一委員】 健康福祉部参事におかれましては感謝しかないんですけど、私は本当に。ただ、

答弁を聞いたときには、業務が、いや、もう明らかにこれは過重だと。幾ら優秀な職員さんでも、それはちょっと、もう少し分担をしながら、それは理事者側が考えることだと思いますけども、しないといけないと思いましたので、あえてそういった質疑させていただきました。

あと一点、何かあった気がするんだけど、じゃあ、私は以上です。ありがとうございます。

○【住友珠美委員長】 質疑の途中ですが、ここで昼食休憩と致します。

午後0時1分休憩



午後1時4分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。質疑を続行いたします。高柳委員。

○【高柳貴美代委員】 それでは、私からも2問御質疑させていただきます。ページ数は31ページ、福祉総合相談窓口事業、フードパントリー設置事業補助金のところですか。他の委員の方が御質疑されていたので、その続きを質疑させていただきます。こちらのほうは、立ち上げ費用ということで、車とかコンテナとか冷蔵庫を、東京都の補助で行うものだと申請されたということが分かりました。この補助金は、そのような立ち上げ費用ということですが、現在まで、そのような申請を行われた業者さんは何件ほどですか。

○【伊形福祉総務課長】 こちらは、今回が2例目でございます、その他は特に今は2件目の申請という形になっておりますので、前回はJ i k k aさんの1件目、今回のジャパン・カインドネス協会さんが2件目という形になっております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 そうですか。それで、こちらはあくまでも立ち上げ費用だけで、ランニングコストは、それぞれの方が賄っていくということだと思うんですけども、そういった意味で、この補助金を申請するというのは、非常にハードルが高いというようなお話もヒアリングのときにお伺いしました。そういったことを考えたときに、ランニングコストに関する補助金というのは、何か都とか国とかであるのでしょうか。

○【伊形福祉総務課長】 現状は、特にはないような形になっております。なので、例えばほかのところでは、市が補助金を取るものではないところで、補助金を取っていただく。例えば、社会福祉協議会さんがよく使っているWAMの補助金ですとか、そういったところで取ってきたりですとか、あとは今回のジャパン・カインドネス協会さんですと、やっぱり寄附を結構多く頂いているみたいなので、そういったところで、皆様はやはりちょっと調達をしてきていただいているような形になっております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 WAMの補助金だとか寄附を、皆さんそれぞれが、それを使って何とかやっけていっちゃうということが分かりました。そうすると、やはり大きな団体でないと、なかなかこれは維持していけないということだと思うのです。その中でこのような事業は、じゃあ国立市では、ここを御利用なさっている、今は1件ですか、今までの1件のところとか、ほかのところでは利用なさっている方々の人数というのは、分かれますか。

○【伊形福祉総務課長】 こちらは、令和2年度に関しましては、このフードバンク、フードパントリーとかを市も含めて使われた方が、全部で76件分ございました。令和3年度につきましては、11月末までにはなりますけれども、68件の方が使っているという形になっております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 分かりました。そのような数の方が使っていっちゃうということでした。女性支援とかでもそうだと思うんですけど、こういった事業というのは、国立市にお住まいの方の

みではなくて、他市からもおいでになられる方とかもいらっしゃるのかなと思うんですけども、その辺のところは、利用者の中でどうなっていますか。

○【伊形福祉総務課長】 パントリー事業につきましては、先ほどちょっとお話しさせていただいたとおり、紹介状とかをお渡ししながら行っていただくパターンが多いので、そういった意味では、市民の方がいらっしゃるというのが多くなっております。ただ、その団体さんが独自でやられている、例えば、フードドライブ事業をそこでやりまして、本当にどなたでもいいですよとか、そういったような形の場合には、市民以外の方が参加されている場合がございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 例えば、フードパントリーのこのような事業で、他市から国立市においでになられて、使いたいとおっしゃる方に関しては、御相談があった場合は、紹介状をお渡しになることはできるんですか。

○【伊形福祉総務課長】 一応、原則だと市民でなければならないということではないので、もちろんその方が、このフードパントリー自体が緊急性が高いものということで、食料に対する緊急性が高いというのは、かなり大変な事態だと思いますので、そういった場合には、基本的には対応していきたいと思います。あとは、パントリー自体のほうで、ちゃんと渡せるものがあるのかどうかとか、そういったことになると思います。一義的には、市のほうで話を伺ったりして対応できる部分については、していきたいと考えております。以上です。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。先ほどの御答弁の中で、市として連絡協議会をつかっていきたいというような方針であるということがありました。今のお話だと、市外の方も来られる可能性があるということですが、これはいずれは、近隣市とかとの広域的な連携も図っていくというようなお考えはありますか。

○【伊形福祉総務課長】 まずは、市内のところでどういう形でできるか情報共有をしていくとともに、例えば、立川市さんのほうで、実際に私もインターネットとかで調べた限りでは、freeフードたちかわとか、実は毎月毎月やっていらっちゃって、柴崎町の公園のほうでやっているみたいなんですけれども、そういった方々のところのチラシを見ると、誰でもいいですよって書いてあったりします。そういった情報は、国立市のほうで、全部例えば知っているということはないので、今みたいな、まずは事業者さんとお話させていただくことによって、実はこういうこともやっているんだよというところから、つながっていくのかなと。そういったところから、いろいろなところとの連携は広げていくべきなのかなと考えております。なので、国立市で、例えばどこもやっていないときに、立川のここだったら実はもらえる場所がありますよ、ここだったら誰でも行ける場所ですよとか、そういった情報提供ができるのが、最終的な理想かなと。そういったチャンネルの1つになっていくのかなと考えています。以上です。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。まさにそのとおりで、まずは国立市の中で連携を図って、連携を図ることによって、他市での活動が見えてくると思うのです。ジャパン・カインドネス協会さんとか、いろいろ広域的に皆さんはなさっていらっしゃるので、いろいろな情報が入ってくると思います。そういう支援を求められている方に関して、市内にお住まいの方とかにとらわれず、全国的に助け合えるような連携ができてくるといいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

もう一間、質疑させていただきます。33ページのしょうがい者相談支援事業費、136万1,000円のところなんですけど、この事業内容を教えてください。

○【関しようがいしゃ支援課長】 お答えいたします。この緊急時介護人派遣事業につきましては、

重度しょうがいの方が不慮の事故等によって負傷されておりまして、既に支給されている障害福祉サービスだけでは、在宅の自立生活が困難となった状況に、緊急かつ一時的に、専門職の介護人を追加して派遣するべく事業として考えているものでございます。現在、モデル事業として実施しておりまして、けがの状況については、逐次、主治医、お医者様の意見を踏まえて、この事業の継続等を判断しております。以上でございます。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。これは、モデル事業だということでした。今お話を伺っておりますと、やはりそのような状況になられた場合というのは、非常にお困りだと思います。そういった際に国立市は、やはり地域包括ということで、長年住んでいらっしゃる地域でお暮らしになりたいという方を支えるということであると思いますので、こういった対応をしてくださるというのは、とてもいいと思うんですけども、これまでも、このような事例はあったのでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 今回、これが初めての事例となります。通常は、こういった突発的な場合には、まず公的ないわゆる障害福祉サービスの増加ですとか、そういったもので支援するということになります。今回はちょっと既にもう支給されている障害福祉サービスは、制度の中で限界の支給ということでしたので、これ以上出す公的なものがなかったというところで、今後の検証にもよりますが、こういったものを公的サービスを補完するものとして機能する、こういった事業になればいいと考えて、今後の検証に当たっていきたくております。以上でございます。

○【高柳貴美代委員】 私も、公的サービスを補完するものというのは、今後必要になるのではないかと考えています。確認なんですけれども、皆さんが御自宅でそのように暮らす中で、大変困っている方がおられた場合、国立市に、そのときに御相談することによって、解決策を一緒に考えてくださるという体制が、国立市においては、きちっと取れていると思ってよろしいでしょうか。

○【関しょうがいしゃ支援課長】 そのように個別のケースにも、利用状況をお伺いするなど、市民に寄り添った対応を心がけてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 それでは、第77号議案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、本補正予算には、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種、いわゆるブースター接種に関する予算が含まれています。時間の経過とともに、一定程度低下するといわれるワクチンの効果を高めることが期待されるブースター接種は、感染予防や重症化の予防につながり、市民の命を守る大切な事業です。1回目、2回目の国立市の集団接種はスムーズで、大変よかったというふうに市民の方からお声を頂いています。3回目の接種は、前回の課題を踏まえて、予約の方法や個別接種での問題点などを改善した上で取り組んでいただくということが、部長さんの御答弁から分かりました。これは、期待をしています。

それから児童福祉総合システム維持管理費です。これは、現況届の見直しなどが含まれていることが分かりました。子育て世帯の負担や、それから窓口の職員さんの負担も軽減されるということで、大変良い改善だと思っています。ただ、これまで対面であったからこそ気づくことができた課題とか、あとは相談につながる機会が減ってしまうことから、この部分を補完するような積極的な施策というのが必要だと思っています。子育て世帯へのアクセスは、例えば、ラインなどソーシャルメディアな

んかも使いながら、こぼれ落ちる世帯が出ないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それからこれは、すみません、質疑できなかつたんですけど、事前のヒアリングで、子ども家庭支援センター運営費について伺いました。施設内にWi-Fiがないことで、ポケットWi-Fiを購入するとのことで、これはタブレットなんかを使って皆さんに説明したりすると、分かりやすい対応でとてもいいと思います。ただ、そもそもやはり公共の施設にWi-Fiがついていないというのは、今どき、やっぱり市民サービスを行う拠点としては、疑問が残ります。今は工事不要で簡単に取り付けられるようなWi-Fiもありますので、施設内のWi-Fi設置ということも、一緒に考えていただきたいと思います。以上をもちまして、本補正予算案は賛成いたします。

○【望月健一委員】 本案には、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、児童福祉総合システム維持管理費に関して、質疑をさせていただきました。こちらに関してはどうか、こちらに限らずなんですけれども、オンラインで手続きできるものは何かということ、ちょっともう一回点検をしていただいて、できる限り簡単な方式でオンライン申請ができるような方策、または、これがもし地方自治体レベルで法的整備が必要であれば、そちらの整備も含めてお願いを致します。

あと、自宅療養支援室に関しては、本当に感謝を申し上げます。一方で、これはワクチン接種の件でも感じたところなんですけど、やはり一部の職員さんに過重な負担がかかっていないのか。今回の議案に関しては、ほかの面に関しては、かなりしっかりとした議案が出ていましたので、大変すばらしいと思っておりますが、やはり働き方改革といった面では、お休み、しっかりと休息ができる、また家族サービスができる、自分の余暇も取れる、そういった仕組み。あまりにも今だと兼務が多いという御指摘は、他の委員さんからもありましたけども、そういったものを含めて整理をお願いいたします。

また、ワクチン接種の業務に関しては、担当の参事さんが本当にすばらしい働きを進めてくださって感謝申し上げているところではあります。本当に一、二回目の接種に関しては、他市に比べても大変すばらしい接種体制だったと思っております。今後はこういった業務が、恐らくはワクチン接種に関しては、年ごとにルーチン化すると思しますので、きちんとマニュアル化をしていただいて、ほかの方が担ってもできるような仕組みを、しっかりとつくりたいと思います。以上をもちまして、賛成の討論とさせていただきます。

○【古濱薫委員】 第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案について、賛成の討論を致します。長引くコロナ禍で、市民の生活を立ち行かせるため、国立市があらゆる側面から、どのように事業を行って来て、今後どうしていくのが、年度末に向けてのこの補正予算に見て取れます。

フードパントリー事業。生活困窮の方々にとって、今、食べる物が無い。今、子供に食べさせることができなくて、我慢させているといった方々に食品を提供する、まさに今の命をつなぐ重要な事業です。新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会のありようを変えました。それまで就労していた社会経験もある、健康で若い方々までもが、今は仕事を失って困窮し、住まいがなくなった方もいらっしゃいます。しかし、そういった困窮は外からは見えにくく、助けを求める声も上げられず、救いにくいのが現状です。地域に密着した、市民に一番近い自治体が、つぶさにそういったことを把握し、必要な支援が当事者に届くよう、支援団体に適切に補助をしていただきたいと思います。

地域医療・介護。市民の方々からの善意による土地の御寄附で、東2丁目に小規模多機能型居宅介護事業所の開設、これに伴う建設費用の補助金事業です。この一角に設ける交流スペース。地域の方々が運営するとのことですが、既に御意見を出されたり、集まりなどもされているとの情報を得ています。事業者、あおやぎ会の方々と地域の人々を結ぶ市の役割を、しっかり果たしていただきたいです。また、市が関わるのであれば、国立市らしい誰もが受け入れられる居場所、私も大好きですが、ひらや照らすをお手本にすると発言がありました。そういった運営。また環境面も、エネルギー政策、SDGsに配慮したスペース。可能な限り考えていただきたいです。

児童福祉総合システム維持管理費。所得制限により児童手当が受けられなく、今まで特例給付を受けていた世帯、その中でも所得がおよそ1,200万円以上と、高いほうの方々の世帯の給付を打ち切ることも含んだシステム変更費用です。市内全体で、毎月525万5,000円が支給されなくなります。目的は、待機児童解消のためとのことですが、国立市の待機児童数はかなり減少され、打ち切られた方々の金額による恩恵が、それを市が受けるわけではないとも見られます。しかしながら税金は、今ちょうど市役所1階通路に、市内中学生による税金に関する作文が展示されています。第一中学校、イシミツマリコさんの作文には、シンク・アウトサイド・ザ・ボックスという言葉がありました。内側だけでなく、外側からも考えなさいと。大きな箱で税金を使う視点も重要だということです。課長の答弁にもあったように、全国的に見れば、待機児童問題がまだまだな地域もあると。しかし、この646世帯、1,051人、1人に毎月5,000円を打ち切って行うことなのかどうかは、国立市に立ってみると疑問が残ると言えます。もちろん支援は、困窮している方々が優先されるべきですし、収入が多いからいいでしょうとお考えではないと思いますが、それまで受けられていた補助がなくなるというのは、当事者にとっては切実です。それは国の決めたことだから、もともと特例だとか、そもそも時限措置でしたとか、市民からしたら、やはり関係ありません。子供のためにくれていたのではなかったのと、振り回される気分です。事前にこの事業そのものの目的について聞きましたら、担当課の方々は、ちょっとよくお分かりになっていない様子でした。そして、事実婚で算定に影響が出る方の存在が、依然としてあってもおかしくない、その方々への把握もされていないことは分かりました。事実婚の方々の中には、法律婚はしていませんが未届けの夫婦ですと、住民票で届け出ている方々もいます。市に知らせているんです。市は、その情報を持っているんです。目的外利用になるかどうかは、市民には関係のないことです。しかしながら、扶養者控除が算定に認められず、影響が出るかもしれない。これは、課題として捉えてください。市は、受託された事業を正確に行うことだけでなく、何のためなのか、どんな方々が影響を受けるのか。デメリットを受ける方々、届け出ている方々にも思いをさせて事業を行っていただきたいです。元から除外されている方がいるのではないかと、いつも念頭に置いて、透明な存在をつくり出さない社会を目指していただきたいです。

そのほか、3回目ワクチン接種事業費等、モデルナワクチンとの混合接種が可能になったとのことですが、国の在庫整理に徹することなく、メリットがあればデメリットもあるわけですから、それについて周知、副反応に対する丁寧な対応。国が認めていない反応や症状も含めて、当事者の気持ちに立った対応を求めます。これらのことをしっかり行っていただきたく、本補正予算案に賛成いたします。

○【青木淳子委員】 第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案に賛成の立場で討論を致します。

福祉保険委員会が所管する民生費・衛生費には、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関連

する予算や、被保護世帯の増加による生活保護関係扶助費、住居確保給付金の支給件数の増加による予算など、新型コロナウイルス感染症対策や、コロナ禍において困難な状況にある市民生活を守るための重要な補正予算が多く含まれています。

フードパントリー設置事業補助金は、東京都の10分の10予算で、生活困窮者向けに食料提供を行う拠点の立ち上げを行う事業所に対して、導入費用を補助するものであります。市内食料支援の体制がさらに強化され、生活上の困り事がある方に、適切に相談機関につながる取組が進むと考えます。今回のフードパントリーを含め、ふくふく窓口や社会福祉協議会、フードドライブを実施している団体との連携を強化し、連絡協議会などを設置することを考えられており、単体の活動ではなく、連携することで情報共有され、それぞれの活動が強化されると考えます。さらに緊急を要する方への支援の幅が広がると考えます。また、子ども食堂との連携の検討も、ぜひお願いを致します。

児童福祉総合システム維持管理費システム設定等作業委託料は、児童手当法の一部改正により、システム改修を行うための予算です。児童手当法の改正により、今まで毎年、現況届を提出する申請主義でありましたが、申請不要になるため、当事者の方の負担がなくなります。担当課の事務負担が減るものの、現況届の提出の際に個々の状況を把握し、必要な場合は、相談対応する機会が減ることが懸念されます。御相談に直接電話や来庁されての相互相談は、くにサポの開設により充実してきたと考えますが、今後は、以前から要望してまいりましたSNSなどによる相談支援など、IT機器等を活用したワンストップ相談、プッシュ型支援体制の構築を要望いたします。令和2年度の予算では、これは独り親家庭の自立支援の推進になりますが、IT機器を活用した相談支援体制の強化ということで、令和2年度第3次補正予算が上げられました。そこには、補助金基準額、1自治体当たり8,000万円が出ており、実施主体としては都道府県指定都市、中核市、市福祉事務所設置町村というふうにあります。補助の定額が10分の10相当出ているという、令和2年度の第3次補正予算がありました。これを見逃していたのではないかと大変残念ですが、今後、やはり相談をさらに深く進めていくには、SNSなどを使ったプッシュ型の支援体制の構築を、ぜひお願いをしたいと思います。

今回質疑を致しませんでしたでしたが、東2丁目の小規模多機能型居宅介護事務所。この整備の事業費の補助金ですけれども、そこには地域の方、または多世帯が集える交流スペースが入ります。介護保険特別会計、通所型サービスB評価として、ひらや照らすのように進めていくというお話でありました。あおやぎ会さんが公募されるとのことですけれども、地域の皆さんは、この東2丁目の小規模多機能交流スペースに大変期待をされています。東地域の自治会など、皆さんが集まって、話し合われていると聞いています。あおやぎ会さんが公募をしていきますが、そこに行政もきちんと入り、地域の皆さんの声も聴いていただきながら、あおやぎ会さんを中心に公募、そして運営を進めていくようお願いをしたいと思います。

新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種体制。1回目、2回目の接種の実績を生かし、土日を含めての接種を事業者に委託し、またバッテリー式発電機の購入や、予約体制の強化など、準備に怠りなく、着実に進めていることが確認できました。オミクロン株の実態もまだ不明な中、第6波へ備え、希望者全員への接種は、3回目の接種も一、二回目と同等の医療機関の方々に御協力を頂きながら進めていくということで、大変感謝を申し上げたいと思います。高齢者施設での接種に関してですが、前倒しは自治体に権限はない。クラスターなどが発生した場合は、国と協議をして、接種を前倒しするか決めていくということでありましたが、そうなった段階では遅いというふうには私は考えます。ぜひ、東京都や国に対して、重症化、クラスターが起きやすい高齢者施設での接種の前倒しを要

望していただくよう、お願いを致します。行政にとって一大事業となる、この3回目の接種であります。1回目、2回目の接種の際も、動きながら様々な改善を進めたように、今回もスピーディーに柔軟な対応をお願いし、賛成討論と致します。

○【高柳貴美代委員】 第77号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第6号）案に賛成の立場で討論を致します。

本日最初に質疑を致しました、フードパントリー設置事業補助金についてです。こちらのほうは、今回2件目の申請ということでした。こちらは、あくまでも立ち上げ費用ということでしたが、おのおの方々がその後、WAMとか寄附を使ってランニングコストを生み出していく方式を取られて、国立でこのように活動してくださるといことは、非常にうれしいことだと思っております。また、国立市では、課長にまとめていただきましたが、このフードバンク、フードドライブ、フードパントリー、フードポート、フードコープというように、それぞれの立場で、それぞれにできることをしていくというふうな体制ができて、それを連携を取ってつなげていくというような御答弁があったことは、非常に心強いことだと思います。また、子ども食堂とも、しっかりとつながっていきたいというような御答弁がありました。今、国のほうでは、子ども食堂という、子供ということだけではなくて、いずれは、みんな食堂という形になっていくというような方針も、少しずつ見えてまいりました。国立市は、やはりソーシャルインクルージョンのまちでございますので、そういった食ということに関して、みんな平等に、みんなで分け合って暮らしていくような態勢が取れるような第一歩が築けているなどと思っております、とても皆さんの御努力に感謝させていただきたいと思っております。

また、児童福祉総合システム維持管理費でございます。こちらのほうは、児童手当法に基づいて、特例給付の見直しや、現況届の簡素化、合理化することによって、経費の削減にもつながるといことでした。以前、私も述べたことがございますが、子育て支援に関することというのは、御両親・保護者の方が若くていらっしゃるの、いち早くオンライン化を進められる、そのような支援であると考えておりますので、経費の削減や合理化ということ、しっかりと進めていただきたいと思います。また、今まで郵送の方式で取っていたので、相対でお話できたけれどもということも、マイナス面ということでお話がありました。それは、ここではなくてもいろいろな形でつながっている方法があると思っておりますので、それをしっかりと続けていただきたいと思います。

また、本補正予算には、ブースター接種に関する予算が、たくさん入っております。こちらのほうは、8か月を経過した方から順に、市役所の特設窓口を設置しながら、1週間ごとに小まめに接種券を発送してくださるといことでした。1回目、2回目のときにも、非常に高齢者の方々から、お褒めの言葉を頂いております。国立市は、本当に早かった。また、対応もとても良かったというふうに、皆さん喜んでいらっしゃいます。高齢者の方々が、8か月を経過するのは早いと思うので、いち早く打たれると思うんですけども、その際には、皆さんは1回目、2回目の経験を生かして、3回目はどうなのかしらというようにとても今思っている、知りたいということで、しっかりとホームページを御覧になったりしていらっしゃいますので、その経験を基にして、きっと接種してもらおうも学習が進んでいるので3回目は違うと思っておりますし、それとともに、いずれにせよ1回目、2回目のときに、国立市の職員の方々の、私は一番すばらしいなと思ったのは、非常に決断が早いということだと思うんですね。その辺のところを、しっかりとこれからも生かしていただきたいと思います。

最後に私のほうからも、東に今度造られる小規模多機能型の施設のことについて、一言申し添えたいと思っております。こちらのほうは、ひらや照らすのように誰でも立ち寄れる場所というふうに、そんな

場所として、これから運営していきたいというような御答弁がありました。他の委員の方々から、地域の方々がとても望んでいらっしゃることで、今から、どんなふうにしていくのかというふうに、皆さんが話していらっしゃるということも、私も漏れ聞いております。そうしますと、このような場所が2か所できてくるわけです。そうすると、やはり西、北、私もその中に住んでおりますが、とても羨ましいなと思います。なので、こういった小規模多機能型施設、このような形のものが、またほかの地域にも造っていただけるような計画も、ぜひ立てていただけたらと願っております。以上を申し上げまして、賛成と致します。

○【住友珠美委員長】 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第78号議案 令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案

○【住友珠美委員長】 続きまして、第78号議案令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第78号議案令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案について、補足説明いたします。

初めに歳入について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、財源調整として501万5,000円を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員構成等の変動等に伴い、職員人件費等を1万8,000円増額するものでございます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付金、目1償還金及び還付金は、令和2年度決算に伴います、国・東京都の負担金及び交付金について、超過交付となった分を返還するため、国・都支出金等返納金を499万7,000円増額するものでございます。以上が令和3年度国立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案の内容でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第79号議案 令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第2号)案

○【住友珠美委員長】 続きまして、第79号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第2号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第79号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第2号)案について補足説明させていただきます。

初めに歳入について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費の執行見込みに伴い、795万2,000円を増額するものでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、介護給付費の執行見込みに伴い、1,333万1,000円を増額するものでございます。

款5都支出金、項1都負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費の執行見込みに伴い、809万3,000円を増額するものでございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は、介護給付費の執行見込みに伴い、617万1,000円を増額するものでございます。目2その他一般会計繰入金は、総務費の執行見込みに伴い、2,248万7,000円を増額するものでございます。項2基金繰入金、目2介護給付費準備基金繰入金は、介護給付費の執行見込みに伴い、1,383万7,000円を増額するものでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は2,481万2,000円を増額しております。主な要因は、職員給料と時間外勤務手当の執行見込みによる増額、介護保険システム変更委託料の減額によるものでございます。項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は126万円5,000円を減額しております。主な要因は、主治医意見書作成手数料の執行見込みによるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。目2認定調査費は、106万円を減額しております。主な要因は、認定調査委託料の執行見込みによるものでございます。

款2介護給付費は、4,938万4,000円を増額しております。主な内容は、施設介護サービス給付費の執行見込みによる増額でございます。以上が第79号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算(第2号)案の内容でございます。よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(6) 第80号議案 令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案

○【住友珠美委員長】 続きまして、第80号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 第80号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案について補足説明いたします。

初めに歳入について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、歳出の総務費の減に伴い、同額の122万2,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、決算見込みにより、職員人件費等を122万2,000円減額するものでございます。以上が令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)案の内容でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【住友珠美委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり、可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。

お諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【住友珠美委員長】 それでは、報告事項に入ります。報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について入ります。

当局から報告を願います。健康福祉部長。

○【大川健康福祉部長】 初めに、本定例会常任委員会の開催に関しまして、議員の皆様には感染症拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、引き続き全庁的に感染症対策を講じつつ、業務に臨むことができております。この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する市の取組状況について、国立市健康危機管理対策本部会議、以降、対策本部会議と申しますが、この経過、当常任委員会の所管部における取組状況、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について、福祉保険委員会資料No.83により補足的に御説明させていただきます。

なお、既に正誤表を配付させていただいておりますが、資料の3ページ(3)新型コロナウイルスワクチン接種について、1、接種の状況の全体接種実績の数字、1回目接種済58万8,806人、2回目接種済57万7,860人とございますが、正しくは1回目接種済5万8,806人、2回目接種済5万7,860人でございました。訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、お手元の福祉保険委員会資料No.83を御覧ください。

(1) 国立市健康危機管理対策本部会議の開催状況についてでございます。令和3年9月の常任委員会で御報告した以降の対策本部会議です。お手元の資料では2回の会議概要ですが、この後、もう一回会議を開催してございますので、こちらについては後ほど補足させていただきます。

まず、令和3年9月29日の第21回対策本部会議では、市医師会長より、やはりマスク着用、手洗い、うがいの継続が重要である。飲食店が、感染対策を換気を含めて徹底していくことも重要である。また、市民が希望するワクチン接種を受けやすい環境づくりには、これからも配慮してもらいたいとのコメントを頂きました。

また、緊急事態宣言解除後の市の対応として、主な市内公共施設の利用について収容人数の上限を50%と決定したほか、ごみ収集車の放送を活用しまして、緊急事態宣言解除のタイミングで改めて市民の皆様に感染対策を呼びかける旨を合意いたしました。あわせて、自宅療養支援の状況、ワクチン接種の状況を共有いたしました。

永見本部長からは、落ち着いてきた感はあるが、第5波が来る前にも同様の状態であったため、変化があったら早めに兆しを捉えて、臨機応変な対応をお願いしたいとの指示がございました。

次に、令和3年10月22日の第22回対策本部会議では、市医師会長より、冬に向けて気をつけることとして、まずは密を避けること。マスク、手洗い、うがい等、基本的な対策の徹底を継続しながら、ワクチン接種を希望する方には速やかに接種をしていくことが重要であるとのコメントを頂いております。

また、東京都のリバウンド防止措置期間終了後の市の対応として、市内公共施設の取扱いを収容人数の75%から100%と決定したほか、市役所においても大人数での飲食を控えながら、引き続き感染防止に注意することが確認されました。

本部長からは、今後も気を緩めることなく、倫理感を高く持って対応に当たってほしいという指示を頂きました。

この後、11月30日ですが、第23回対策本部会議を開催しておりますので、加えて御報告いたします。

この会議では、市医師会長から、今後、冬に向けて特に気をつけることとして、基本的な対策を続けていくこと。皆が意識を持って気をつけていればクラスターは最小限に抑えられる。日頃から温度や湿度を確かめつつ、しっかり換気にも注意を払い、皆で乗り越えていくしかないとのコメントを頂きました。

また、東京都の基本的対策徹底期間が延長された後の市の対応として、市内の公共施設の取扱いを、感染防止を徹底しながら制限を解除していくということが決定されました。あわせて、自宅療養支援室の状況が報告され、11月に入って相談対応がないということ。その中でも症状が寛解した方のフォローとして、支援室からお電話を入れて、後遺症などの有無を確認していることなどを共有いたしました。

特に、市医師会や市内訪問看護ステーション、市薬剤師会の皆様11名による自宅療養支援チーム会

議を開催し、これまでの取組の評価、意見交換をしていただきました。そこでは、今後に向けて、市内に仮に感染拡大が見られた際にも、このチーム体制であれば対応していけるだろうとのコメントを頂いているところでございます。

さらに、立川消防署のほうから、救急搬送について、病院選定に苦慮するような状況にはないという旨の情報提供がございました。

本部長からは、今後も市民の命を守る仕組みづくりを継続すること。それぞれの課題について各担当がきちんと対応し、年末年始を無事に乗り切っていけるよう力を合わせていくことという指示を頂きました。

これらに加えて、対策本部会議の下部組織である運営部会を9月に2回、10月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行っていました。対策本部会議については以上でございます。

(2)新型コロナウイルス感染症に関連する各部の取組状況でございます。この福祉保険委員会の所管する部に関して御報告させていただきます。

2、健康福祉部です。(1)国民健康保険税減免の特例は、令和3年11月26日現在、89件、1,377万9,600円を減免いたしました。

(2)国民健康保険傷病手当金は、令和3年11月26日現在、3件、32万8,493円を支給いたしました。令和3年12月31日まで期間を延長して実施中でございます。

次に、2ページをお開きください。(3)新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の取組でございます。

令和3年8月17日から11月12日までの相談件数が延べ239件、93世帯、パルスオキシメーター貸与が55世帯、生活支援物資支給が70世帯、83回という状況になってございます。9月下旬から新規感染者数が急減をしました。10月以降の対応件数はこれまで1件のみでございますが、引き続き保健所と連携を図り、第6波に備えているところでございます。

次に、3、子ども家庭部でございます。(1)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。令和3年4月分の児童扶養手当等を受給しているひとり親世帯及び住民税非課税の子育て世帯について、児童1人当たり5万円の給付金を支給いたしました。令和3年11月25日の現在の世帯数を記載してございます。ひとり親世帯375世帯、2,665万円、住民税非課税の子育て世帯321世帯、2,715万円。

(2)ひとり親家庭等生活・体験応援事業でございますが、令和3年4月分の児童扶養手当もしくは児童育成手当または国制度の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた世帯について、児童1人当たり1万円のギフトカードを郵送してございます。令和3年11月25日現在、778世帯、1,172万円でございます。

(3)子どもの食応援事業でございますが、社会福祉協議会への補助事業として、市内約80店舗の飲食店と国立市ロータリークラブの協力の下、市内在住の児童扶養手当または児童育成手当受給世帯を対象に、1人5,000円分のごはんチケットを無償配付いたしました。令和3年11月17日現在で、350世帯、856人に配付させていただいたところでございます。

次に、3ページ(3)新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。接種の状況です。先ほど訂正させていただいた箇所でございますが、12月6日現在の数字で申し上げます。全体接種実績は、1回目接種済5万9,180人、85%、2回目接種済5万8,409人、83.9%でございます。

次に、2、追加接種についてでございます。(1)2回目接種を終了した方のうち、原則として2回目接種から8か月以上経過した方を対象に追加接種を1回行います。令和3年12月1日から先行接種者の接種を開始してございます。

(2)住民接種については、2月初旬に開始予定でございます。1回目、2回目接種と同様に、集団接種会場、くにたち市民総合体育館と市内医療機関による個別接種を実施予定でございます。

今後でございますが、第6波に備えて、市では、①引き続き、広く市民へ感染防止対策を呼びかけること。②保健センターで新型コロナウイルスに関する相談対応を継続すること。③自宅療養支援室に相談がつながる体制を維持し、必要時の医療・看護のチーム対応、生活支援物資のお届け等を行うこと。④感染が蔓延して医療が逼迫した場合の臨時の医療施設設置に関して、東京都へ要請等を行っていくこと等によりまして、いざというときを想定して、速やかに市民の命を守るための策を進めてまいります。

最後になりますが、現時点で、国立市民で新型コロナウイルスの検査で陽性が確認された方の累計は1,105名、療養中の方は1名でございます。東京都内においては、12月1日以降も基本的対策徹底期間が延長されております。新型コロナの変異株の影響が懸念される中、引き続き市民の皆様、議員の皆様にも感染拡大防止に向けた対策への御協力をよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【住友珠美委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承りますが、当委員会の所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。質疑、御意見を承ります。望月委員。

○【望月健一委員】 報告ありがとうございます。まず、支援金が子ども家庭部を中心にかなり行われております。これは独自事業もあって、ごはんチケットを評価しております。

まず、そちらの質疑に移る前に、今、国の臨時特別給付金の事業、市民の中でも御指摘いただきます。臨時特別給付金は、目的は子育て支援ということもありますけども、また裏を返せば、しっかりと子育て世代にお金を回すことによって商業支援にもつながる。コロナで厳しい商業支援、また幅広い層を支援することによってしっかりと景気浮揚をしていく、そうした目的もあると思います。

報道によれば、国会では10万円の現金給付を認める方向でありますけども、国立市はどうするのか、これはかなり関心が高いことでもありますが、現在言えることはありますか。

○【松葉子ども家庭部長】 御質疑いただいた件ですが、昨日の衆議院の予算委員会でも首相からそのような答弁がありまして、また他の国会議員からも、給付の審査に当たって特定の条件をつけるのかということに関して、審査をするようなことはないという御答弁がありました。それを受けて、各自治体でも現金給付という流れに今いっているようです。

市町村のほうもいろいろ調べたところ、大半がやはり現金給付という動きがございまして、これは国立市におきましても、同様に今、現金給付ということで調整ができないかということで、内部で検討しているところでございます。時期に関しては21日の最終本会議に上程させていただければということで、今、調整を進めさせていただいているところでございます。

○【望月健一委員】 確認しますが、21日最終本会議に向けて、残り5万円分をできれば議運等の協議で諮った上で上程していきたい。そういった意味合いでしょうか。

○【松葉子ども家庭部長】 その予定で進めたいと考えております。

○【望月健一委員】 理解できました。ありがとうございます。

今度、国立市の独自支援に関してお伺いしたいんですけども、子どもの食応援事業でございます。

これは大変評価しているところですけども、改めて、こちらはアンケートを取っていると思うんですけども、御利用された方のアンケートから見えてくる意見、声とか、何か把握されておられますか。

○【前田子育て支援課長】 こちらに関しては9月までに受付をしたところで、今、実は第二弾が始まっているところでございます。アンケートも含めまして、実績の報告は社会福祉協議会からまだこちらには来ておりませんので、改めて第二弾とあわせて、こちらのほうはしっかりとアセスメント、評価して、その実績はまた別の場で御報告をさせていただければと思っております。

○【望月健一委員】 分かりました。ぜひとも報告をお待ちし、そして今後の政策に生かしていただきたいと思っております。

今度は年末年始をどうするかという問題を伺います。たしかゴールデンウィークや前年の年末年始等、職員の皆様が出勤なされ、しっかりと対応に当たっておられましたけども、今年の年末年始はどうなされるのか答弁を求めます。

○【伊形福祉総務課長】 年末年始の対応につきましては、恐らく大きくは自宅療養支援関係のコロナに対する待機と、福祉総務課等で所管しております生活困窮者への対応と2つあるかと思えます。私のほうから、生活困窮のほうで御説明、お話しさせていただきます。

今、委員お話しいただきましたとおり、昨年の年末ですとかゴールデンウィーク、大型連休につきましては、職員と管理職及び係長職で輪番で対応してまいりました。今回は、本年末につきましては、現状のコロナの感染状況等を踏まえまして、原則は待機は行わない形にさせていただきます。

その代わりとしまして、今までコロナ前でやっております特に問題なかったやり方として、まず守衛さんに緊急援護資金をお預けしていくことと、各管理職及び生活保護担当のふくふく窓口の係長クラスが、それぞれ市の携帯電話を持ちまして、何かしらの事態が起きた場合は対応していくという形を取らせていただきたいと思います。以上です。

○【葛原地域包括ケア・健康づくり推進担当部長】 自宅療養支援室に関しましてお答えさせていただきます。

今の現状としまして、今現在の土日対応と同様に、年末年始は職員が携帯電話を持ち帰りまして、必要に応じて折り返しの対応をさせていただくこととします。その旨は、12月20日号の市報でも、何かございましたら市のほうに御連絡ください、折り返しの対応をしますということで周知をさせていただく予定にしております。

○【大川健康福祉部長】 加えまして、ここから2週間ございますけれども、この間で仮にかなり感染が拡大する、そうならないでほしいというふうに願っておりますが、仮にそういう状況が見えてきたということであれば、すぐに体制を整えたいと思っております。

○【望月健一委員】 ありがとうございます。以前までというか、これまではコロナは災害対応として年末年始やゴールデンウィークの対応、議員の立場からもお願いしてまいりました。しかし、コロナの対応に関しても皆様がある程度習熟されてきて、今後はちゃんと休める体制や、しっかりと休んでしっかりと働いていただくことが大切なのかと思っております。

私も災害ボランティアとか行くんです。があつとやるときはすごい熱中しているからできるんですけど、その後ががくと落ちちゃう。じゃなくても、できる限りフラットな感じでできるような仕組み、ちゃんと休んでちゃんと働いていただくような仕組み、さきの補正予算でも指摘をさせていただきましたけども、特に管理職の方がちょっと多い気がするので、そういった面も含めて、今回の年末年始の対応に関してはそれでよいと思えます。守衛の方にお金を預けて、できることなら食べ物とか

も預けていただいて、対応をお願いしたいと思います。以上です。

○【住友珠美委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩とさせていただきます。

午後2時7分休憩



午後2時19分再開

○【住友珠美委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。質疑を続行いたします。石井めぐみ委員。

○【石井めぐみ委員】 そうしましたら、私のほうからも子どもの食応援事業で伺いたいと思います。

社協さんがやってくださっているので、直接のお声はそちらに届いていると思うんですけど、1回目のときも、たしか利用率が6割ぐらいだと思うんです。本来だったら、これは100%使っていたきたいものだと思っているんですが、今度は現況届で対面することもなくなってしまって、現況届のときにお知らせすることはできないと思うんですけど、これ使用率を上げていくためにどのようなことをやっていらっしゃるのでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 お答えいたします。こちらにつきましては、御指摘のとおり、郵送という形で児童扶養手当の証書を送らせていただくときに、カラー刷りの見やすいものを個別で同封して、御案内をさせていただいております。郵送ではあるんですけど、一部、中には直接窓口いらっしゃる方もいますし、このチラシを持って申し込みたいんですけどという形で来られる方も、実際にはいらっしゃいました。

それとは別に、子ども家庭支援センターであるとかふくふく窓口、こちらの独り親の相談窓口につきましても該当される方、例えば将来的にそういった可能性のある方も含めて個別に御案内させていただいておりますし、あとは例えば協議中であったとしても、実態として独り親だということがあるようであれば、そちらは社会福祉協議会さんのほうでも柔軟に対応していただいていると聞いております。以上です。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。2回目がもう始まっていると思うんですけど、様々な御努力をやっていただいた中で、利用率は上がっているという実感みたいなものはおありでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 2回目に関しまして、今月からチケットが利用できるということで、3月いっぱいまでの利用期間になっております。確かに、今のところ利用率が伸び悩んでいるなというところはあります。利用店舗さんのほうはかなり増えてはきておりますので、引き続き窓口とか担当ワーカーのほうにもさらに周知をさせていただいた上で、丁寧に案内してまいりたいと思っております。

○【松葉子ども家庭部長】 補足でお話しさせていただきますが、今、担当課長のほうからお話しありましたが、今回2回目のこれについては、さらに発展して、子ども協議会のほうにつなげていくという形にしています。

これは目玉というほどではありませんが、官民学が協力してこれを進めていこうと。行政の知恵だけではなく、民間の営業と言いますか、セールスと言いますか、最新のそういう感性を丁寧に使った中で、協議会の中で宣伝の仕方ですとか、告知の仕方ですとか、そういう内容も含めて協議をしたいと思っています。来年の1月下旬頃には第1回目の協議会の準備会を開きたいと考えておりますので、またその中で宣伝方法についても検討していければと思っております。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。今、部長がおっしゃったように、この事業は官民が連携して取り組むという、本当にすばらしい事業です。こういうものがモデルになっていけばいいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

もう一点、これも子ども家庭部ですけど、ひとり親家庭等生活・体験応援事業です。これももともとはお子さんの体験のほうでやっていた事業が、今コロナ禍でできなくて、1万円の支給ということになったと思うんです。1万円支給はいいんです。それは保護者の方は、1万円よかったわってなると思うんですけど、お子様のほうにどのようなメリットがいったのかちょっと分からなくて、何かそういう声、子供から直接の声みたいな、行けなくて残念みたいな声は届いてないでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 こちらに関しましては、直接、児童のほうからの声というのは、こちらのほうではまだ聴いておりませんが現実です。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。今までは子供にこそ有益な事業だったので、そのところをまたやっていただけるといいなと思いますが、それに代わるものとして、今、部長が手を挙げそうになっているので、お願いします。

○【松葉子ども家庭部長】 出しゃばってすみません。今も、今週からでしょうか、第2回目のスタンプリーのほうも始めさせていただきました。昨年夏、体験ができないということがあって、市内で各所を回らせていただいて、かなり好評を頂いています。ここで始まって、もう子供たちも来ているんですが、そういう機会を捉えて直接声を聴いていくと。基本条例で子供たちと会う機会というのを持っています。その中でコロナ禍というのは新しい人権とか差別のところにもつながる部分ですので、子供たちにこの2年間の間、どんなふうな感想があったとか、どんな経験をしたということはしっかり聴いて、またそれが事業のほうに反映できればと考えております。

○【石井めぐみ委員】 ありがとうございます。昨日、ブログで書いたばかりなんですけど、今回、エリアを3つ分けてくださって、とても長い期間やっていただくということで、子供たちからいろんな声が集まると思うので、ぜひその次の施策に生かしてください。お願いします。

○【青木淳子委員】 それでは、何点かお尋ねしていきたいと思うんですけども、先ほどの御説明の中で自宅療養された方の寛解のフォローを、後遺症の有無の確認をしているということでありました。これは後遺症があったかないかの確認だけにとどまっているのか、その辺、教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 自宅療養支援室では、パルスオキシメーターの返却の連絡の際に、御体調をお伺いするようにしております。味覚しょうがいを訴えられる方が数人と、あと療養期間中の体調がかなり悪かった方に関しては、倦怠感が大分長く残っている方がいらっしゃいました。それに対して、都立病院ですとか公立病院のほうでやっておりますコロナの後遺症の相談窓口を御紹介しております。

ほかに、肺炎がかなり重くなってしまった方に関しましては、自宅療養支援室で連携を取っていただいた医療機関が継続して胸のレントゲン撮影をさせていただいて、肺の状態がよくなるまで経過を見ていただいたという事例も複数ございました。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。後遺症になられる方、私たちは陽性にならなかったのよかったですというふうに思いがちなんですけども、陽性になられた方への対応というのがすごく大切であります。累計陽性者数1,105名の方、本当に軽くなった方もいれば、そうでなかった方いらっしゃいますけれども、医師会の先生もその後もフォローしていただいたということで、大変うれしく感じました。

それから、経口薬の対応についてお尋ねをしたいと思います。昨日の予算委員会で、年内の実用化を目指す新型コロナウイルスの経口薬、飲み薬について、地域の医療機関やクリニックですぐに処方されることが大事だというふうに強調されました。その上で、薬局で処方された経口薬が郵送で届く体制の構築を訴えたところ、厚生労働大臣が重要な指摘だと答えられて、入院だけでなく、外来や往診でも経口薬を使用できるようにする考えを述べました。

さらに、薬局から患者の居宅に経口薬の配送を可能とするよう準備していると答えています。つまり経口薬が年内にもできる。それが医療機関にも配られると。入院した方、通院される方はそこで薬が処方されるかと思いますが、そうでない方、薬局で処方された経口薬が郵送される体制もやっていくということは、国立市内においても薬局に行かないまでも、もしコロナに感染した場合は、経口薬を頂けるという体制ができるわけです。

オミクロン感染って非常に感染力が強いですから、その方が陽性であったとしても、強くない状態、反応が出てないような状態でしたら、薬局に行ってしまうかねない。そうなっては大変なことになってしまうので、郵送も可能だというふうにしています。ということは、薬局や薬剤師会、医師会と連携をしていくことが、今後、大変重要になってくると思うんですけども、そういった話はこれからかと思いますが、どのようにお考えかお聞かせください。

○【橋本健康づくり担当課長】 大変真新しいニュースを提供していただきましてありがとうございます。今週中にも医師会さんのほうと話し合う機会を予定しておりますので、情報を収集いたしまして、あと薬剤師会のほうにもお声がけさせていただきまして、情報を確実に取り、体制のほうは今後考えてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○【大川健康福祉部長】 これまでの在宅の取組の中で、何人かの先生方からもお話しいただいている薬剤の重要性ということがあります。薬剤師会の方々のお考え自体も、どのように薬剤を御自宅に届けていくのかということが課題だというお話を伺ったことがございます。それは今もやはり大きな課題だと思っております。このオミクロン株にどう対処していくかという中でも同じだと思います。

先ほど御説明させていただきましたけれども、自宅の対応チームの医師会の先生方と看護師さんと、薬剤師会からは会長さん、副会長さんが出てくださっていますので、そういった中でも話題にして、その辺りを国立市内で市民の患者さんのためにどのようにやっていくのがいいのか、あるいはどの辺りまでどう可能なのかということ、意見を聴きながら具体的に考えていければと思います。以上です。

○【青木淳子委員】 ありがとうございます。本当に真新しい情報でしたので、今後考えていただくということになりますが、医師会と薬剤師会の皆さんと非常に緊密に連携を取っていただいている国立市でありますので、本当に安心できる、これからは第6波に備えて、どう整えていくかということが重要でございますので、どうぞ今後とも引き続きよろしく願いいたします。私からは以上でございます。

○【高柳貴美代委員】 では、少し質疑させていただきます。2ページの新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の取組の中で、生活支援物資支給が70世帯ということで、括弧で83回というふうにありますよね。これ13回多くなっているんですけど、世帯によっては長引く場合、何回かお持ちになったということと捉えてよろしいですか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 今、委員さん御指摘のとおり、療養期間が長くなって複数回お届けしたおうちがございました。

○【高柳貴美代委員】 個人情報になるからあれかもしれないんですけども、長い期間に及んでしまったという、それは御家族で何人かというふうになってしまったのか、どのような状況でそのような長い期間になられてしまったのか、その内容がもし話せることがあれば教えてください。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 第5波のデルタ株の感染力が本当に強いなと感じましたのが、それまでの感染だと、世帯の中で誰と誰が感染しているという感じだったのが、8月の感染ではほぼほぼ1人がかかると、その後、順々にかかってしまって、一家のほとんどがかかってしまって、待機期間がどんどん長くなってということでのお届けというのもございましたし、あとは国立市の場合、一律にこれはパッケージではなくて、御要望に応じる形を取っていただきましたので、よくなると思っていただけ、まだ調子が悪くて、普通の御飯が食べられないので、おかゆをもう一回もらえませんかみたいな、そういう御連絡を頂いてお届けしたこともございました。

○【高柳貴美代委員】 ありがとうございます。そのような状況があったということは、厳しい状況だったんだということがよく分かりました。また、そのような食欲がない状況だから、おかゆだったら食べられるかもしれないからということで、そういった細かいことに関してもきちっと対応してくださったということが分かりました。ありがとうございます。

それと、3ページの上に「VRS（ワクチン接種記録システム）に記録されて」というふうにあります。接種をした方のワクチンパスポートということなんですけれども、これは結構市民の方々からいろいろ御質問があります。13日に政府は、今月20日から提供を始める、新型コロナウイルスワクチンの接種を証明するスマートフォン向けのアプリの利用方法を発表したというニュースがありましたけれども、それを受けて国立市で動きがあれば教えてください。

○【黒澤健康福祉部参事】 こちらにつきましては12月20日号の市報で、スマートフォンに格納できる電子版の接種証明書ということで、小さな囲み記事を予定しているところでございます。また同様に、ホームページ等でも広報してまいるところでございます。

○【高柳貴美代委員】 そうしますと、前回の一般質問をしたときに高齢者の方々へのデジタルデバイス対応ということで、スマホの講習会を予定しているというのがあったと思うんですけど、そういった際にも、そのようなアプリがあるということも高齢者の方々にお話ししていただくということは可能でしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 原則、紙でも何ら不自由はないところであるんですけども、そちらにつきましては担当と相談したいと考えております。

○【古濱薫委員】 お聞きします。2ページ、私も子どもの食応援事業について。そもそもこれは9月のときに補正予算であったと思います。対象者数が幾つで350と856なのか教えてください。

○【前田子育て支援課長】 児童扶養手当の証書を送るときに同封をさせていただいておりますので、500世帯前後ぐらいの方には個別周知をさせていただいております。あとはそれとは別に、各支援センターも含めて把握している件数に関しましては、個別で御案内をさせていただいております。必ずしも手当を受けてないという世帯でも、それに近い状況がある、もしくは新規で御相談が、例えばおひとり親の家庭相談であったりとかで来た方に関しましては、改めて御案内をしているところでございます。以上です。

○【古濱薫委員】 今、500世帯ほどが児童扶養手当を受給している世帯、350世帯と856人に11月17日現在で配付できているというこの資料は、そもそも対象者数が500世帯と何名のうちのということで、どのぐらいまで今いっていると言ったらあれですけども、配付が済んでいるのかというのがよく分か

らなくて聞いたんですが、その何人というほうはざっくりとでも分かりませんか。

○【前田子育て支援課長】 こちらに関しましては、すみません、今、数値のほうも持ち合わせておりません。何人というのは、こちらにあるのが実績として856人なんですけれども、対象者に関しましては後ほど御報告させていただきます。

○【古濱薫委員】 分かりました。令和3年11月17日の進行具合が知りたくて質疑しました。これは第2回目ですよ、事業として。1回目のときよりも店舗のほうを、例えば食べ物に限らず、ちょっと拡大して考えているという答弁が委員会内であったかと思うんですけども、実際、対象店舗についてはどんなお店が新しく加わったりしていたんでしょうか。

○【前田子育て支援課長】 店舗数のほうはかなり増えたというふうに認識しております。具体的なところにつきましても、改めて調べて報告させていただきたいと思います。

○【古濱薫委員】 分かりました。では、また別で教えてください。

先ほど年末年始の対応について委員から質疑があって、その補足で伺いたいんですが、御答弁の中に、年末年始対応は生活困窮ですとか自宅療養の窓口が中心になるかなど。役所で待機はしないんだけれども、警備室に現金を預けておいたり、支援のものを預けておくとかいうお話があったと思うんです。そこについて具体的に現金で預けておいたり、どういう状況なのか教えてもらっていいですか。

○【伊形福祉総務課長】 こちら年末年始に、まず1日当たりの食費というか、生活費としまして、金額としては2,500円程度、あとは移動等に困った方、例えばここまで来ちゃったけど、次の場所に行くための費用がないということで500円ですとか、そういったものをおおむね10セット分ぐらい準備しまして、そちらでそれをお渡ししていくという形となっております。

○【古濱薫委員】 そのときには職員さんではなく、警備員の方がこの方は困窮されて、こうやっていらしたんだなというのを判断するというので、警備員さんが判断するでいいですか。

○【伊形福祉総務課長】 これもコロナ前からずっと行っていることですが、事前に生活保護の担当のほうから、丁寧に説明書き等を必ず書かせていただきまして、マニュアル上で対応できる場合はそのようにしております。しかし、例えば困難ケースですとか、電話をかけて聞かなきゃならない場合ですとか、そういったときには守衛さんのほうからこちらに御連絡が来て、そういった対応をしていくというふうになっております。

○【古濱薫委員】 分かりました。

続きまして、先ほど望月委員のほうから、臨時特別給付金は年内に10万円が現金でも可能になったけど、市ではどう考えるかという質疑がありました。またこれも真新しい情報なのかと思うんですが、今日の午前中には経済財政担当相が所得制限の撤廃を容認するといった発言があったようです。ただし、ニュースをまとめますと、国からの補助金額は世帯収入960万円基準のものであり、それ以上の所得制限を撤廃した分についての財源は独自でお願いしますという、まとめますとそのような、不正確であったらすみませんけども、があったようです。

ちょっと新し過ぎる情報ではありますが、この不公平感ですとか、今までも言われていたり、そもそも子育て世代だけなのかとか様々な意見がありました。もしかしたら今、初見の情報かもしれませんが、お考えがありましたら教えてください。

○【永見市長】 同様の情報は、ネット上のニュースで私も把握しております。この前、別の方の一般質問でもお答えしましたが、極めて裁量性のない自治事務だということをよく、今日も痛感させていただきました。結局、財政に余裕のある市、一般財源が豊かな市は福祉においても差が出ると。首

長というのはいろんな首長とお会いしていますが、市民のために少しでも福祉を上乗せしたいという思いがみんな強くて、何とかしたい何とかしたいと思いながら、現実にあてがわれている条件下の中で最大限どこができるかというところを常に図っている。そうすると、所得制限外しちゃっていいんですよ、でも自分の財源ですよって、これを言われちゃうとちょっとつらいな、本当につらいなという気がします。

そういう意味では国立市が今すぐ所得制限を外せる環境にあるかということ、これはなかなか厳しいと思います。ただ、これが26市で各市みんな外すとか、一般的にこれが多摩圏域とか東京圏域の標準的なサービスなんだと、標準的な行政施策なんだとなれば、これは胸を張ってでも、意地を張ってでもやるということになるかと思いますが、今すぐにそのことは考えていません。

まずは現金給付で、残りの5万円を一括はできません。これから21日に予算が組まれますと、1回目の給付とのバランスでなかなかそれはいきませんので、1月のできるだけ早い時期に子育て世帯への支援が届くように全力を挙げていく。こんな考え方でおります。

○【石井伸之委員】 まず冒頭、自宅療養支援室、葛原部長をはじめ、各担当部課長の皆さん、そして職員の皆さんには、3か月前、本当に大変な状況だったかと思います。そういった中をしのいでいただき、そして今、平穏な状況にあることを、まずもって心から感謝を申し上げます。

そういった中で、先ほど大川部長から、即応体制を整えているという大変力強い答弁がありました。波が引いていてもいつまた大波が押し寄せるか分からないという、まさに津波の直前のような状況が今待っているのかもしれないということを考えて、いつでも同じ体制がしけるように努力をお願いいたします。

そういった中で、ちょっと細かいところなんですけど、パルスオキシメーターの貸出しをされて、その返却状況についてはいかがでしょうか。

○【加藤地域包括ケア推進担当課長】 まだ返却していただけてないものも数台ございますが、ほぼ全部戻ってきているところです。

○【石井伸之委員】 貴重な財産という部分もあり、それなりの高価な品物ですので、速やかに御返却していただくように、ここはアプローチをしていただくようお願いいたします。

そして、3ページ目の追加接種の部分に入る前に、今現状、オミクロン株というものがこれからはやるのではないかという状況にありますけど、現状として、市として今ある情報の中で、オミクロン株についてどのように分析をされていますでしょうか。

○【大川健康福祉部長】 そちらにつきましては東京都のモニタリング会議というものが定期的にございまして、その中で東京都がどのように今検査をしているかということは公表されております。

情報としては、12月3日から、新たな変異株であるオミクロン株に対応した変異株のPCR検査を始めたということがございます。12月3日からその後ですけれども、12月9日のモニタリング会議の資料で、3日から8日の間でその対象になった検査数が40弱、38件だったということです。その中で、オミクロン株の疑いがあったのはゼロ件、デルタ株、アルファ株はそれぞれあります。もちろんデルタ株は多いです。30件以上あります。解析が不能な株もあった状況だというふうに聞いております。

ですので、現時点で先ほど1,105名、療養中の方1名と申しあげました。その方がどういう状況なのかということは定かな情報はございませんが、今後、何らかの形で株が入れ替わっていくということが想定できます。それに備えてどうするかということだと思えます。

実際にどのようなスピードで、どのような広がりがあるのかという予測は、すみません、きちんと

立てられない状況です。まだ情報がそこまで来てないということがありますが、それはしっかり東京都の分析状況も見て考えていきたいと思えます。それまでの間は、空気が乾燥している冬ですので、ウイルスがなるべく少なくなるように換気を中心に、感染対策を皆様には徹底していただきたいというメッセージを出しつつ、状況をきちんと見て、さらに分析ができればと思っております。以上です。

○【石井伸之委員】 現状の分析、報告、また情報を頂きましてありがとうございます。マスコミではいろいろな情報がありますが、市として極力正確な情報をつかんだ中で、そして市民の皆様にも適切に情報公開をしていくというところ、また心がけていただきますようお願いを致します。

そして、追加接種に関わる部分ですけれども、また2月初旬より、くにたち市民総合体育館で集団接種を開始されるそうなのですが、以前、NHK学園を代替りの施設という形でお借りしていたかと思えます。今回についてはいかがでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 こちら教育委員会に確認したところ、また同様にお借りさせていただく方向で、今お願いをしている最中だと聞いております。以上でございます。

○【石井伸之委員】 ありがとうございます。体育施設、少ない部分もありますので、NHK学園をお借りすることができるようにお願いを致します。

そして、2月から始まる集団接種、追加接種の部分ですが、モデルナが45%でファイザーが55%というところで、どちらを打ってよいか迷う方がいるかと思えます。そういった方々に対して、第一義的にはかかりつけ医で相談をしてもらうというのが一番よい選択なのかと思えますが、その辺りについてはいかがお考えでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 これは全国の自治体から国のほうに大分声が上がっていることがあります。というのは、皆さん同じワクチンを打ちたいという方が多いだろうということで、そんな中で国立市もほとんどの方がファイザーを打っておられます。しかしながら、この間、厚生労働省の分科会に出されましたアメリカでの接種データによりますと、交差接種、ほかのワクチンを打ったほうが抗体価の上昇が大きいというデータがあるそうでございますので、まずこういったことを国のほうにはきちんと広報していただきたいと考えております。

その上で、今のかかりつけ医のお話ですけれども、実はかかりつけ医、要するに国立市の個別の医療機関さんではファイザーだけを打っていただく予定にしております、集団接種でモデルナを利用する予定にしております。その関係で、集団接種会場では恐らく6割から7割はモデルナを使用することになります。個別接種ではファイザーをお願いするという形になりますので、どちらかを選んでいただくといった形になろうかと考えております。以上です。

○【石井伸之委員】 そうしますと、結局自分がどっちを打ってよいか迷うという声を私も聞いておまして、もう2月から始まるという中で、本当に自分はどっちを打ったほうが、今、交差接種ということで、抗体を上げるんだったらモデルナのほうがよいのかという部分と、また自分の体を考えた中で、ファイザーのほうがよいのではないのかという迷う声を聞いておまして、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○【黒澤健康福祉部参事】 これは国のワクチン接種推進担当大臣も個人の選択だというふうにおっしゃっていますし、あとは若い方、10代、20代の男性については、モデルナのほうが心筋炎のリスクが高いということがありますので、そういった方については、市としてもファイザーのほうをお勧めさせていただきたいと考えています。それ以外の方につきましては、どちらかは御本人に選択していただいた上で、先ほど申し上げたようなワクチンの配分になります。

いろいろ聞いてみますと、私の聞いた範囲では、意外と早く打てればどっちでもいいよという方もおられますし、同じワクチンがいいといった方もおられます。副反応については違いはないということが厚労省のほうから発表されておりますので、市のほうもそういった周知に努めまして、最後は御本人に選択していただくということを考えております。

○【石井伸之委員】 迷う方に対して、いつまで迷っても仕方ないという部分は確かにあるかと思いますが、ただ、そういったお考えを持たれる方に対してよりよい情報提供が必要だと思います。どちらかを選択する際に、自分はこういうふうな考え方でこちらを打つんだという、できるだけそういった速やかな選択ができるように情報提供していただきますようお願いを致します。その点、なかなか難しい点もあるかと思いますが、よろしくお願いを致します。以上です。

○【住友珠美委員長】 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【住友珠美委員長】 これをもって福祉保険委員会を散会と致します。

午後2時54分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年12月14日

福祉保険委員長

住友珠美